

令和6年奈良県広域消防組合議会第1回定例会会議録

令和6年2月26日（月曜日）午後2時00分 開会

議 事 日 程

令和6年2月26日（月曜日）午後2時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議長諸報告
日程第 4 管理者諸報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 報第 1号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
日程第 7 議第 1号 奈良県広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議第 2号 奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議第 3号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）
日程第10 議第 4号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計予算
日程第11 議第 5号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
日程第12 議第 6号 財産の取得について（救助工作車）
日程第13 同第 1号 奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14 追加議案
議第 7号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22名）

2番	吉 矢 義 彦 君	4番	辰 巳 光 則 君
5番	札 辻 輝 巳 君	7番	岡 本 久 光 君
8番	仲 山 嘉 君	9番	西 田 邦 夫 君
10番	福 田 浩 実 君	11番	山 田 仁 樹 君
12番	先 山 哲 子 君	13番	淺 野 勉 君
15番	西 井 覚 君	16番	川 田 裕 君
17番	堀 川 季 延 君	18番	西 澤 巧 平 君
19番	小 松 広 一 君	20番	泉 谷 隆 夫 君
21番	北 マユ美 君	22番	玉 井 賢 司 君

23番 森本尚順君
25番 南満君

24番 奥田英人君
26番 新澤良文君

欠席議員（4名）

1番 大橋基之君
6番 上田徳君

3番 阪本学君
14番 疋田俊文君

地方自治法第121条の規定により出席した者

管理者 亀田忠彦君
副管理者 上田清君
副管理者 金剛一智君
副管理者 阿古和彦君
副消防長 立野健司君
総務部長 徳永達也君
警防部長 長塚典義君
会計管理者 北嘉文君

代表副管理者 中井章太君
副管理者 並河健君
副管理者 小 hands 修造君
消防長 寺崎至亮君
組合事務局長 梅野正和君
人事部長 橋本裕彦君
予防部長 倉本康成君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長 箱谷英雄君
議会事務局課長補佐 上田直紀君

議会事務局次長 生多章人君
議会事務局指導官 森昌子君

午後2時00分 開会

○副議長（西井 覚君） ただいまより、令和6年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を開催いたします。

初めに、上田議長の他に天理市の大橋基之議員、川西町の阪本学議員、河合町の疋田俊文議員から欠席の連絡がございましたので、ご報告申し上げます。

議員定数26名中、本日の出席議員は22名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

○副議長（西井 覚君） 日程に先立ちまして、昨年12月21日付で五條市の窪佳秀議員から辞職願の提出がございましたので、これを許可されました。辞職に伴い、五條市からは仲山嘉議員が選出されております。お手元に配付の名簿にてご紹介に代えさせていただきます。

以上で報告を終わります。

管理者開会挨拶

○副議長（西井 覚君） 管理者からのご挨拶の申出がございましたので、これを許可いたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙中にも関わりませず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして、亡くなられた方にご冥福をお祈りし、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。また、昨年12月23日には、下北山村で発生いたしました土砂崩落事故で亡くなられた方へのご冥福と、被害に遭われた方に対しましても、心からお見舞いを申し上げたいと思います。詳細につきましては、後ほど報告をさせていただきますけれども、奈良県広域消防組合では、この二つの大きな災害対応に当たりまして、初動から必要な消防力を現場に投入し、断続的かつ効果的に消防活動を展開することができました。これは他でもなく、37市町村で構成する奈良県広域消防組合の組織力ならではの強みであるというふうに考えております。今後、奈良県広域消防組合管内においては、消防、救急ニーズの増大はもとより、南海トラフ大地震の発生も危惧されていることから、このたびの災害を契機に改めて消防力の強靱化が必要であるとの認識を改めたところでございます。

さて、本会議におきましては、報告1件、条例改正2件、補正予算2件、当初予算、財産の取得2件、同意案1件の合計9議案を提案させていただいております。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西井 覚君） 亀田管理者から招集のご挨拶をお受けいたしました。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行したいと思っております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（西井 覚君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

奈良県広域消防組合議会会議規則第87条の規定により、5番、札辻輝巳議員、21番、北マユ美議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○副議長（西井 覚君） 続きまして、日程第2、本定例会の会期を議題といたします。

議会運営委員会で会期及び日程についての審査を願っておりますので、議会運営委員長から報告を求めます。

新澤議会運営委員長。

○議会運営委員長（新澤良文君） ただいま議長のお許しを得ましたので、議会運営委員会を代表いたしまして報告をさせていただきます。

まず、初めに、能登半島地震で犠牲になられた皆様方に心からお悔やみ申しますとともに、今もなお被災地で過酷な生活をされております被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

議会運営委員会は、去る2月14日とさきほど、令和6年組合議会第1回定例会の運営についてを議題として開催いたしました。

まず、会期についてでございますが、2月26日の1日間と決定をいたしました。

続いて、日程でございますが、日程第3、議長諸報告、日程第4、管理者諸報告と続きまして、日程第5で一般質問、日程第6から日程第13まで報告1件、条例改正2件、補正予算、当初予算、財産の取得2件、同意1件、追加日程といたしまして、令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題とすることを決定いたしました。

次に、管理者諸報告では能登半島地震に伴う緊急消防援助隊の活動状況及び下北山村の土砂崩落事故に係る報告等、組合のこれまでの取組について報告があります。また、先の議会にて議長から諮問がありました、奈良県広域消防組合議会の申合せ事項について、議会運営委員会で審議いたしましたので、報告いたします。

最後に、議会運営委員会において、議会の本会議の運営について審査する必要があることから、奈良県広域消防組合議会会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査について、ここに申し出いたしております。

これをもちまして、議会運営委員会の報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、委員各位の補足説明をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） ただいま、議会運営委員会の委員長報告について、確認事項等はないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） なしと認めます。

次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長からの報告があったとおり、本定例会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日の1日間とすることに決定しました。

日程第3 議長諸報告

○副議長（西井 覚君） 続きまして、日程第3、議長諸報告について、私が議長の代わりに報告いたします。

先ほど、議会運営委員長から報告がありました、奈良県広域消防組合の申合せ事項について、議会運営委員会で確認したものを配付しております。また、監査委員から例月出納検査の結果報告の通知がございましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、併せてご清覧おきお願いいたします。

議長報告は、以上でございます。

ここで改めて確認させていただきます。

報告事項への確認については、報告した内容に限り同一議題につき3回までといたしますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの報告について、確認事項などはないでしょうか。

新澤議員。

○26番(新澤良文君) 議長の方から、今回も副議長が、議長がどういう形で休まれたのかも存じ上げませんが、体調不良ということでしたんですかね。あとの議員さんにつきましては、どういう形で欠席されるかということは何っておりません。議会でございますので、皆さん、忙しい中、来ているわけでございます。だから、欠席される場合は議会として欠席の理由というのを求めた方が私はいいのではないかと思いますけども、この点につきまして、これが不適切発言かもしれませぬけども、この場に今の状況でふさわしくないのかもしれないけども、これはちょっと考えていただきたいなと思いますけど、どうですか。どういう理由で休んだのか、聞いているのか。

○副議長(西井 覚君) 3名の議員さんについては、公務でございます。議長につきましては、体調不良とお伺いしております。その件については、また後日ご報告をきちっとさせていただきますということでございます。

新澤議員。

○26番(新澤良文君) だから、今後、これは要望というのか、これも決め事としてしていただきたいのは、休む場合はどういった形で休むのかということと、体調不良やから、診断書まで出せとは言いませんけども、どういう形で休まれるかということぐらいは事務局の方で把握していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長(西井 覚君) 答弁はよろしいですか。

○26番(新澤良文君) はい。

○副議長(西井 覚君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西井 覚君) 確認事項はなしと認め、これにて議長諸報告を終わります。

日程第4 管理者諸報告

○副議長(西井 覚君) 日程第4、管理者諸報告を受けることといたします。

亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 管理者諸報告につきましては、お手元に配付させていただいております行政報告のとおりでございますけれども、このうち能登半島地震に対する緊急消防援助隊の活動状況と、下北山村で発生いたしました土砂崩落事故について、消防長から報告をさせていただきます。

2点目といたしまして、このような災害現場での活動を通じ、管内でも発生が予想される大規模な地震への対応や、今後における消防、救急ニーズの増大に対する備えについて、組合議員の皆様と共有し一体となって進めていく必要があると改めて認識をしております。このことから、住民の皆様と安心していただける取組を企画調整会議の運営部会長を務めていただいております並河副管理者から、消防組合10年の歩みや成果、今後の取組の一例についてご報告をさせていただきます。

○副議長(西井 覚君) 消防長。

○消防長(寺崎至亮君) 消防長の寺崎でございます。行政報告の詳細として、私からは昨年12月の下北山村での土砂崩れ災害における救助活動及び令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動について、ご報告をさせていただきます。

お手元に配付の青い帯の入りました行政報告別冊資料をご覧ください。

表紙をおめくりいただき、資料1-1、下北山村での崩土に対する救助活動状況でございます。

本災害は、昨年12月23日21時頃、下北山村の国道169号線にて土砂崩れが発生し、走行車両が巻き込まれたものであり、当消防本部として延べ173名の職員を出動させ、6日間にわたる救助活動を実施しております。この救助活動は、消防広域化の効果を発揮し、奈良県広域消防組合全体の組織力で管内を守る、これを実現した事案であったと感じております。

消防広域化前であれば、初動で5隊から6隊のみの出動であったところ、奈良県広域消防組合では、初動から22隊を出動させ、50代男性1名の尊い命を救うことができました。この男性は車両前方が土砂や鉄骨に押し潰され、車内に閉じ込められておりましたが、救急救命士が点滴処置を施しながら、高度救助隊等が救出しており、職員の専門的で高度な知識、技術により救命に至ったものと考えております。

なお、これらの活動につきましては、下北山村をはじめ、県や警察、また地元土木事業者様のご協力の上、実現しておりますことを併せてご報告させていただきます。

1枚おめくりいただき、裏面、資料1-2は17年前の平成19年に上北山村の国道169号線で発生した土砂崩れ災害の特報記事となります。類似事案でございますので、比較資料として準備させていただきました。当時は、旧吉野広域行政組合消防本部を中心に、応援部隊との相互連携による救助活動であったことがご確認いただけたと思います。

次ページ、資料1-3、下北山村での活動時の写真でございます。左上の写真は、救出された50代男性が運転していた車両の状況でございます。下段の写真は、土砂に埋没したもう1台の車両内をファイバースコープで検索し、手作業で救出活動を実施している状況でございます。当該車両からは運転手の人骨の発見に至っております。

次に、令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動状況についてご報告いたします。

おめくりいただき、資料2-1をご覧ください。

資料右上に活動状況を記載しておりますとおり、発災当日の1月1日に消防庁長官からの出動指示を受け、10日間にわたり延べ96隊419名を派遣、輪島市中心部での活動を行いました。被災地に至る道路は寸断されており、海上保安庁等の協力を得て海路で進出し、1月3日によりやく輪島市内での活動を開始することができました。

裏面、資料2-2では、緊急消防援助隊の制度について記載させていただいております。大規模災害等の発生時、被災した都道府県内の消防力では対応困難な場合、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防応援制度でございます。全国の登録隊数は6,629隊、2万5,488人で、うち当組合からは61隊、221人を登録しております。

次ページ、資料2-3をご覧ください。

今回の災害派遣による気づきや教訓、またそれに対する対策を整理いたしました。消防活動の拠点となる宿営地の確保につきましては、活動時間のロスに直結する事項であり、重要性を再認識したところでございます。当消防組合といたしましては、応援部隊の宿営地機能を備えた磯城消防署の建設事業、また管内各市町村との応援要請基準の整理に取り組んでまいりたいと考えております。

次ページ以降は活動状況の写真となります。

資料2-4、左側は海路での進出状況、右側は輪島市内での救助活動状況でございます。活動につきましては、従事した職員からは、写真にもありますとおり、至るところで建物が倒壊しており、衝撃を受けながらも被災者の救命のため、また多くの方のお役に立てるよう懸命に活動してきたと報告を受けております。職員は余震が続くなど非常に厳しい状況の中、消防職員としての任務を果たしてくれたと思っております。

次ページ、資料2-5、下段は宿営場所の様子でございます。積雪の中での大変厳しい環境での宿営になっておりました。今回の派遣経験を消防組合管内での大規模災害発生時の活動に活かすことができるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

私からの活動報告は以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 並河副管理者。

○副管理者（並河 健君） 第1区分の代表として副管理者の1人を仰せつかっております、天理の並河でございます。私の方からは、定例議会の貴重な日程を頂戴いたしまして、9ページ、資料の3以降をご説明させていただきたいと存じます。

管理者から冒頭、ご説明もいただきましたけれども、今、各市町村の分担金、これを2030年、すなわち救急需要がピークになる時期に向けて、どのような形で公平性を担保するのかということ企画調整会議という行政サイドの方ですけれども、会議の中で議論しております。その中で運営部会というのがございまして、その部会長を私が仰せつかる中で議論しておるところであります。その一番重要視しておる前提なんですけれども、やはり全ての市町村を切り捨てることなく、みんなでチームとして命を守っていくことが非常に不可欠であると、そして持続可能でなければならないと同時に、全体最適化を目指していかなければならない、命の重みというものを十分に認識して防災の観点も盛り込まなければならない、こういったことでみんなで議論しておるところなんでございますが、今議会に上程をされております一般会計予算もそうですし、そういった点ではこの組合議会はもちろんなんです、それぞれ37市町村の議会の方でも、分担金が一体どういうことで決まっているんだということの、やはり公平感が担保されなければ、この組合全体がチームとして前に進むことというのは難しいんだというふうに思っております。

先ほど、消防長から説明がありましたとおり、やはり下北山での事故についても、短期間に広域でこれまでの4倍以上の現場力を集中させるということができた、あるいは能登半島地震におきましても、奈良県大隊の中核をこの広域が担うことができた。これは恐らく37市町村がそれぞればらばらであったならば実現できなかったことだというふうに思っております。

一方で、ただこれまでの10年の歩みというふうにまず資料3の方ではなっておりますが、議会の皆様方と基本的な認識が共有できているかということ、私、まだまだな点はあるんじゃないかなと思っております。というのは、広域のこの組合結成前に各分担金というのは下がるというふうに聞いていたと、それがいつまでたっても一向に下がらないじゃないか、こういったお声はあるところでございます。これは正直に組合発足前に言うのであれば、今後、もしも今と同じ消防力を各その組合で維持していたとしたらもっと上がっていたであろうと、そのときに比べれば、今は下がっているというのが正直なところだというふうに思うんですけれども、どうも組合結成前のご説明の中では、それぞれが払っているものよりも、何か右肩下がりに下がっていくようなイメージが伝わってしまっていた。

あるいは、その分担金につきましても、色んなご意見がある中で、基準財政需要額というのがございますので、そのとおりの分担にすべきだというご意見はこれまでも複数の市町村の方からも聞かれるところでもあります。そして、前回の議会の際には、これ人口割にしてみたらもっと格差があるじゃないかというご指摘もあるところでありました。

私、先ほど申し上げましたとおり、命の重みというところに重点を置けば、当然命の重み、どこにお住まいであったとしても、これは差はないわけでありますから、なぜそこにそれだけの値段の差がついてしまうのかということについても、十分これまでご説明というのがなされていないのではないだろうか。そういうことからいたしますと、まず根本的な議論の共通認識を是非議会の皆さんと持たせていただきたいというのが、今日、正副管理者会議の方でお話をして、私が代表でご説明をする理由であります。

少し前置きが長くなりましたけれども、じゃあ、この組合の10年間で我々が立っている状況がどういうふうに変ってきているのか。もちろん、災害対応のところもございませう。あるいは、何度も繰り返してきた、無線をデジタル化したというような部分もあります。これは広域にすることによって、単独でやるのに比べれば19億円ぐらいは財政効果が上がっていますので、今までもずっと皆さんにメリットとしてお伝えはしています。ただし、恐らく議員の皆さんからすれば、広域になる前からデジタル化することは分かり切っていたんだらうから、じゃあ、その分も加味して最初から説明すりゃよかったじゃないかと、そういうふうに思われる節もあったでしょう。

ただ、ここを是非一番上の部分、このグラフを見ていただきたいと思うんですけれども、消防の予算というのはおおむね7割以上ぐらいが人件費で決まっております。その人件費、何人要るんですかというその体制を決めるのは、今は救急というのがやはり大きな要素になっております。その救急搬送件数というのが、実はこの10年で1.4倍になっておるといってございませう。平成26年には4万件余りだったものが、令和5年には6万件を突破したということで、そこからもう少し詳しい数字が下のグラフで書かせていただいております。全国、奈良県広域、青森、静岡市と比較したグラフをご覧ください。こちら、ちょっと他のところの数字が令和4年しか取れなかったもので、若干誤差ありますが、令和4年と平成26年で比べましても、うちの組合の救急件数というのは32.9%、その時点で全国は20.8%なので、全国平均よりもより多くの救急の伸びがあると。やはりこれは高齢化等も影響しているところがございます。

ですので、何が申し上げたいかと言うと、お仕事が1.4倍になった状態で、予算がやはり下がるということは、これは非常に難しい。人件費の部分でただ申し上げますと、組合がどういう努力をできているのかということが、その次の消防職員の推移のところを見てください。やはり全国的には2割増しの状況でございませうので、人員数というの伸びております。全国では3.9%伸びておる、同規模より少し少ない。静岡市さんなんか、こちらは単体で消防を持たれておるわけですが、ここもやはり微増であります。その中で、本組合については人員数がマイナス2.3%ということなので、仕事は伸びている、職員数も大体少し上がりぎみである、そこに対して、できるだけ、この区分外のところも出動してお互いを支えることによって、人件費を抑えることができてきたというのが、実はこの広域なんでございませう。

ですから、もっと頑張っただげるはずだったんじゃないのかというご意見もあるかもし

れませんが、上がるべきところの伸び幅を相当抑えられているというのが実情であるということ、是非ご理解をいただけたらというふうに思っております。

この、できるだけ近いところに直近出動と書いてありますが、どこの署だということにかかわらず飛び出ていくということをやりました結果、新型コロナウイルス流行時というふうにもその下に書いてありますけれども、東京都、あるいは川崎市さんというのは、稼働率が100%を超過していたような状態で、すなわち、もう救急呼ばれても回れないような状態が発生していた。それに対して奈良県広域の場合は65%なので、何とかこの回体制は維持できていたということでございます。なので、人の伸びの幅を抑えていたということであったとしても、それによって回らない状況にはならなかったよということもこの点で分かっていたかなというふうに存じます。

次の資料4-1、10ページのところに参ります。

では、そうは言いながらも、じゃあ、全部が伸びたのかというと、やはり第3区分さんとか第6区分さんに関しましては1.4倍も伸びておりません。大体1.1倍ぐらいです。にもかかわらず、なぜ、じゃあ、分担金が下がらず、割高であるのかということでもあります。これは一番上のところからご説明しますけれども、やはりどうしても広大な面積を守るためには、地勢的に高コスト構造にならざるを得ない点がございます。近隣に救急隊を常駐させると、稼働率にかかわらず大きなコストが発生するというふうにも書いてありますが、これがどういうことか。一番下に参考というのがございますが、救急隊1隊を持った場合に、大体年間どのぐらいかかるか、9,000万ほどかかるわけでありまして、人件費と、あとは車、その他経費という形になるんですけれども。今、広域の出動状況を見ますと、1日あたり1隊が出動する回数というのは、やはり多いところでは1日5、6回出ている隊というのがございます。ただ、場所によっては0.1回というのが一番少ないところ、あるいは0.2回、0.3回というところもありまして、0.3回ということは、すなわち3日ちょっとに1回出ていくということでもあります。だけれども、じゃあ、3日、あるいは4日、5日に1回しか出なかったからといって、この1隊当たりの9,000万円が変わるかといいますと、それは変わりません。やはりそこにその隊がいるがゆえに出動できるということなので、回数が少なかったとしても、この金額というのは必要になってくるわけでありまして。しかも、1回あたり出ていきますと、その次の丸で書いてございますが、出動1件当たりの活動時間がどうしても長くなっていってしまう。これは、その救急を呼ばれた方をお迎えに行かれた後、病院まで搬送しないといけない時間も込みで、その間は拘束をされざるを得ませんので、ちょっと十津川分署さんとか、北山分署さんの例を書いてありますが、平均で3時間余りかかってくると。そうすると、1台出ている間に他の方が助けを求められれば、バックアップ体制というのにも必要になってくるので、ここはどうしても多く配分をせざるを得ないということから、もちろん命の重みに違いはないんですが、コストということで考えれば、やはりそこはある程度割高であったとしても、きっちり現場展開力を置かざるを得ないというのが状況になってまいります。

そこに対して、その基準財政需要額、交付税算定の基になっているものですが、どういう形になっているか、もし仮に基準財政需要額の金額どおりしか予算をかけなかったとするならば、今現在これ真ん中の列に書いてありますとおり、第3区分で一次出動可能なのが8隊と救急車7台、第6区分で9隊と救急車7台を配分しているんですけども、基財の

額で単純にいけますと、第3区分が5隊5台、第6で6隊5台という形で、現在よりも相当少ない台数しか配分できないということになってしまいます。それでは、やはりいざというときに命を守るのが困難だろうということで、やはりここは必要があって、手厚めに配分をされておるということでございます。

ただ、必要があって手厚めに配分するということは、どうしてもその分、予算がかからざるを得ない。ちなみに、今、署所の再配置ということで、全体最適化を目指す中、グランドデザインという体制への移行も目指しておるわけでありますが、ここにおいてこれまでの分署が出張所になったり、あるいは署を分署にしようというような話が出ておりますので、恐らくそれを聞かれた議員の皆さんの中には、消防力が低下するんじゃないのかと、分担金が下がらないのに、実際にここに命を守る部隊を下げられたら、より割高になっちゃうんじゃないのか、こういうふうな認識を持たれている方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。

ただし、こちらを見ていただいたら分かりますとおり、第3区分、第6区分ともに、8隊7台、そして9隊、予備車を含めて8台ということなので、今の展開のできる現場力というのは維持する計画になっております。あれ、聞いてたことと違うぞと思われる方もいらっしゃるかもしれません。第6区分を一つ例として、次11ページで資料4-2というふうに書いてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

確かに、若干人員配置を改めて再配分しているところはございます。吉野と大淀のところを見ていただいたらと思うんですが、大淀署の建て替えというところにも伴いまして、今、大淀の方に日勤者、すなわち総務であったり、あるいは予防であったり、そういう部分については集約ということにはなっております。そこに救急も1台取られるの違うかというご指摘もあったかなと思うんですが、これは行政区分からすれば、上市さんとか吉野山さんは吉野町でありますけれども、現着時間を見ていただきますと、大淀から上市10分に対し、吉野からでは12分というように、実は大淀の方が近いエリアというのもございます。吉野山さんにおいてもそうです。もちろん、ここ1分、2分しか変わらんやんかと思われるかもしれないですけども、脳梗塞とかそういう事態になってまいりますと、やはりこの1分、2分の違いというのは大きなところがございます。

あるいは、東吉野さんについてなんですが、実は東吉野さんの今出動されている6割の事案というのは、宇陀南分署から行っておるという形になっておりまして、決して区分の中だけで考えているわけでもございません。今回、グランドデザインに変えていく際には、大淀署の方に1台、吉野から移るようでありますけれども、吉野署の方にも予備救急車というのを配備いたしますので、現場力、この2台体制というのは維持される形になってまいります。ですので、その2台で吉野から下北山さんであったり、上北山さんであったり、川上さんであったりというところが変わるということではありませんし、また引き続き宇陀南分署の方からもしっかりとカバーをしていこうと、こういうような形で全体チームとして人件費の伸びを抑えながら実はやっているのが、この広域組合なんですよということを是非ともご理解をいただきたい。

そして、その基財にもし全部ならずということは、14億円ぐらいこの37市町村の中で配分を変えるという形になるんです。人口割にしたらよりそれを、金額を増やすという形になります。ただし、じゃあ、今基財割りにして効率的に地勢的にできている、例えば西

和さんとかというところが実際に受けていらっしゃるサービスと比べてどうかということをお考えますと、基財からすれば効率はいいように見えるんですけども、少ない額しか払っていらっしゃるということにはならないだろうというのを今実際の救急の出動状況であったり、人員の配置の状況というところで、我々確認をさせていただいております、地方財政法の28条の2というのがございますけれども、この中では、法令の規定に基づいてその経費分担されている事務については、他の自治体の方に転嫁してはならないという文言がございます。もちろん、我々事務組合でやっておりますので、じかにこれを適用するかというと、総務省の方ともこの間から議論はしておるんですが、ただしその趣旨に鑑みて言うのであれば、もちろん、今現在、第3区分、第6区分など、基財と比べれば割高に見えてしまっているところはあるとは思いますが、その分を丸々効率的にやりやすい地域に転嫁できるかといいますと、そこの市民さんからすれば、自分がじかに受けているサービス以上を支払うという形になるので、水平補完で全てのことを解決しようとするのは、これは限界があるというふうに思っております。ただし、我々チームとしてしっかりやっていく上では応益、実際にサービスを受けているという部分と、あと払うことができる能力というもののバランスを取ることも非常に大事であろうと。そういう点では、先ほど、基準財政需要額どおりだったらこのぐらいしか配分できないというお話をさせていただきましたけれども、国の方でも少しずつは是正をされてきておまして、実際にこの広域がこの10年間で分担金合計が7億8,000万ほど、令和6年度予算(案)では上がる形になっているんですけども、5年度までの基財の方でも6億ほどは実は伸びているという部分がございます。これは消防の高度化に伴って国の方もお金をつけているという部分もあるんですが、やはり山間等割高にならざるを得ないところについて、面積割であったりも少しずつは改善をされているところがある。

ですから、我々何を言いたいかと言うと、この37市町村の中で領収書を押しつけ合うようなことをやり続けていても、あまり建設的とは言い難い。それよりも、どうやって全体の最適化をやっていくか。そして、なおそれでもやはり財政規模に比してしんどいという自治体がおありなのもこれ事実でございますので、これだけの消防力で回せるんですかということをもっと国の方にみんなで言っていきながら、この基財の額というのを上げていく。あるいは、これは我々が勝手に決められることではありませんけれども、水道の広域化においても垂直補完というのは県でなされておるわけでありまして。このままの状態ですと、第3区分さん、第6区分さんがやはり分担金の重みがきつ過ぎるということであるならば、やはり37市町村が一体となっておればこそ、その能登だったりも対応できる、県内の下北山にも対応できているということであれば、中で水平補完だけというよりも、もっと垂直補完を得るような努力というのをやっていって、その果実というところは、比較的、今、割高にならざるを得ないところに重点的に配分をするだとか、そういう形でまた方向性を議論していかなければならないというようなお話をしております。

全く今現在としては、我々部会でも諮問いただいている中で結論が出ている話ではないんですけども、そもそもなぜ下がってないのかということであったり、あるいは地勢的に割高にならざるを得ない事情というものもあるということをお話を、まず議会の方にも共有をさせていただいた上で、我々、今後どういう形でより効率化された消防を目指していくのかということについて、ご鞭撻賜りたいと考えた次第でございます。

少し長くなりましたが、私からは以上でございます。

○副議長（西井 覚君） ありがとうございます。ただいまの2点のご報告について、確認事項はございませんか。

新澤議員。

○26番（新澤良文君） まず1点、防災についてお伺いをいたします。

能登半島地震においては、我が広域組合の消防職員が行っていただいたということで本当にありがとうございます。そういう防災の観点からお尋ねいたします。

このたび奈良県が大規模広域防災拠点中止ということで発表をされたところでございますが、この防災の観点から、防災拠点を含んだそういったシミュレーションもされていたとは思われるんですけども、そういった観点から中止に至ることについて等々、管理者なり、あるいは行政の方なりというのを、県との、中止する、そもそもですよ、ちょっと分かりやすく申し上げますと、この防災拠点というのを中心に、特に南部なんかそうやと思うんですけど、防災を拠点として備蓄であったりだとか、あるいは訓練であったりだとかということも考えておられたとは思うんですけども、これが県の方で中止ということになったんですけども、この経緯について、県と何らかの対応等々、説明等々はあったんですか。また、この防災拠点というのは、奈良県広域消防組合は全くその関わりはなかったんですか。これ、含めてお伺いします。

○副議長（西井 覚君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 新澤議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

私が知る範囲内では、今まで県が予定していた大規模防災拠点に関して、何か奈良県広域消防組合と防災についての打合せがあったかどうかということに関してですけれども、これは具体的にはなかったというふうに認識をしております。当然、大規模広域防災拠点の計画が中止になったということは大変大きな問題であるだろうなというふうな認識は当然持っておりますし、能登半島の地震を考えたときに、南海トラフなんかが来たときには紀伊半島、同じ半島系の地震が来て、同じような課題が見えてくる場合に、あそこの位置に大規模防災拠点がある、ないというのは大きな問題であるというふうには認識はしております。ただ、事前に広域消防組合と何か打合せがあったかという、そうではなくて、今もとにかくどうなっていくのかという推移をしっかりと見守りながら、各市町村からも広域防災拠点に関する要望書も出ておるようでございますので、そのあたり、あるいは県議会の中でどういうふうな議論がなされていくのかをしっかりと見定めながら、我々がまたどういった結論になるか分かりませんが、我々ができることをしっかりと今後していくというふうな、今、認識でおるということでございます。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 僕ちょっと理解できないのは、やっぱり防災の観点から考えたときに、あそこで大規模広域防災拠点になるものを、これ、別に山下県政について言うてるんじゃないし、荒井県政のときからですよ、それじゃあ、申し上げますとね。これ、ちょっと山下県政のちょっと援護射撃になったら嫌やから、あんまり言いたくはないんですけども、あそこに防災拠点を作るといふときから、そういう防災の観点からシミュレーションをするときに、やはりこれ、荒井知事が作った組合ですよ、この消防組合というの自身も。

消防組合に対してヒアリングなり何なり、意見交換なりというのをシミュレーション等々も何もなされてなかったんですか、ここをお伺いします。

○副議長（西井 覚君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 引き続き新澤議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

実際にはそういうシミュレーション、やっぱりなかったというふうには私自身も認識はしており、ただ当然大規模広域防災拠点の中身についてどれぐらいまで煮詰まっていたかということもありますし、それは今後色んな形で、消防だけでなく警察であったりとか自衛隊だったりとか、防災拠点に関わる色んな当然、市町村もあるでしょうし、そういったところともっと具体化していった中ではシミュレーションがあったんだろうというふうに、これはもう推測ですけれども、そのように思います。ただ、そこまでまだ至っていなかったというふうなことがあって、やらないといけないのにやってなかったという認識ではないというふうには思っておりますけれども、まだそこまで至ってなかったので、奈良県広域消防組合に対しての何かシミュレーションの打合せがあったかという、現実はまだそこまで至ってなかったという、その中で去年の4月に知事が交代されて、広域防災拠点そもそもの計画が中止になったと、そういうふうに認識をしております。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員、3回目ですので、質問をまとめてくださるようお願いいたします。

○26番（新澤良文君） じゃあ、この3回目の質問の中で一杯入れますね。

まず1点、3回目の1点としてね、そもそも防災拠点ということで五條のあそこに位置づけするとき、やはり奈良県全体のことを考えて、でもこれを県議会でやってもらう方がええのかもしれないですけども、相談なかったというのはもうそもそも荒井県政がおかしかったんじゃないかと僕は思います。自民党でも維新であっても、もう奈良県は一緒なんですので、これはもう悪いものは悪いということで申し上げますけども、そもそも荒井県政がおかしかったと、僕は、これは思います。これは意見として申させていただきます。

その中でね、3番目の質問の2番目といたしましてね、やはり今後、亀田管理者はなかったということでございますけども、やはり防災拠点、何か防災拠点としては中止ではないというような、この前の五條市の住民説明会、メガソーラーの説明会に、いや防災はやるんですよということはおっしゃるのをおっしゃってましたんですけども、その辺のこともどういった形で防災拠点を、中止はせえへんということはおっしゃったのかな。ヘリポートであったりだとかということは、あれするということもおっしゃってましたので、そうなれば、やっぱり我がこの広域消防組合とも連携していかなきゃいけないということでございますので、ここはもう山下知事の方にはどういった形の防災計画といたしますか、県民を守る観点から、県民の命を守る観点からどういった形にしていくものなのかということももう管理者なり、あるいは消防長なりというところから、山下知事の方とよくよく考えていただいて、これはもう意見交換なり何なりというのをやっていただきたいなど。これはもうご要望をさせていただく次第でございますので、質問ではございませんので、これもご要望ですので、質問させていただきますけども。

あんまり長々と質問してもあれなんですけども、一番言いたいのは、あの場所に大規模防災、広域防災をって、作ったんやから、計画したんやから、それにこの広域消防が何の関わりもなかったというところを見ると、びっくりしてるんですけども。今後、やはり縮小、

規模は小さくはするとはいえ、ヘリポートなり何なりということは、機能は作るということでもございますし、そうなれば、この広域消防組合は関わりはあるものだと僕は思うのでね、その辺は連携していただきたいなというところでございます。

ちょっと並河市長にお伺いいたします。

分かりやすく並河市長、これ、違う話です。この人件費についてお伺いします。

並河市長、説明が、滑舌もよく聞き取りやすいので、説明も的確で分かりやすかったわけでございますけども、私、頭、悪いので、ちょっと分かりにくいところはお伺いします。これ、類似というんですか、比較対象にされているのが青森県とか静岡市なんですけど、これはどうしてこういう青森県とか静岡市になったのかという。全国は分かるんですけどね、青森県と静岡市を比較対象にされているというところが、ちょっと僕、分かりづらくて。例えば、奈良県であるならば、例えば三重であったり、和歌山であったりだとか、あるいは奈良県の人口規模と同じところ、あるいは防災、消防組合の管轄するところの人口と同じようなところを比較対象にされるのであれば分かるんですけども、何でこんな青森県みたいところと静岡市とを比較対象にされたかというところが、何か意図的なものを感じてしまって、並河市長の滑舌のいいご説明で分かりやすかったんですけども、ずっと入り込まなかった点についてお伺いいたします。これ、3番目の質問ということで、ちょっとしつこいようなんですけども。

もう1点ちょっと下北山村の分もございますので、質問させていただきます。

下北山村の方の住民の方に聞いておりますと、南奈良の病院に行くのに三重県を通過していかなきゃいけないという状況であるとお聞きしております。今のあの道路が寸断されたからね。だから、それであるならば、下北山村の方が体調不良や、あるいはおけがをされたときなんかは、わざわざ奈良県の病院に来なくても、三重県の病院との連携を取っていただければいいんじゃないかと思うんですけど、その辺の連携等々は取られているんですか。この点について沢山質問しましたけども、その点についてもお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 警防部長の長塚でございます。26番、新澤議員の質問にお答えさせていただきます。

下北山村の崩土につきまして、先ほど三重県との病院の連携というご質問であったと思いますけども、皆さん、ご承知のとおり、崩土で通れないというそういう状況でございますので、三重県、または和歌山県、そちらの方の病院に搬送するような連携を取らせていただいております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 並河副管理者。

○副管理者（並河 健君） 私の方から他のご質問についてお答えをさせていただきます。

広域防災拠点については、県の施策でもございますので、なかなかこの組合議会の場で責任を持った答弁というのをさせていただくことが難しいわけでございますけれども、今般、その能登の地震の反省というか、教訓も踏まえて改めて感じておりますことは、受援体制を強化する必要でございます。自衛隊も来る、警察も来る、消防も来る、その中で宿営地を実は確保するというのも、これは本来協力し合うものですから、取り合いではないん

ですが、実際にはやっぱり消防の方を受け入れるどっかというところをしっかりと作っていくのが非常に大事でございます。そういった点で、先ほど私、ちょっと飛ばしてしまいましたが、9ページと書いてあるこの資料3ですね、一番下から二つ目のところに書いてあるんですが、磯城署の建て替えについても、予算案、上程させていただく中で、これ、もとより高くなり過ぎてないかというようなご指摘はあったと思います。磯城署というのは、当初は違う場所に同じ規模のものを移転するみたいなことを言っていた部分が、やはりその受援の体制をしっかりと整えて、他府県団体の一時集結所を消防自身としてもしっかりと確保しておかないといけないだろうということで機能を追加してやることにいたしまして、その磯城署になった理由というのは、これは京奈和自動車道も整備をされてきている中、県内の南北のアクセス、あるいは名阪にも近いですから、東西のアクセスということを考えて、ここがいいという形になっております。これはですから、消防自身の取組としてはこういった点もあるよということでお答えをさせていただきたいと存じます。

そして、私、ご指名いただいた、なぜ青森と静岡を出してきたのかというのは、決して他が伸びていることを出すために作為的に持ってきたわけでは全くございません。全国的傾向として伸びておるということと、奈良県の今回の広域というのは比較対照が非常に難しゅうございます。90万消防といたしますと、基本的にはもう大きな政令都市の都市部のところでやっていらっしゃる部分がほとんどなので、うちのように地勢が多岐なんだけれども、人数的には多いというのはまだまだ全国で特異であります。その中で青森というのは、ご指摘のように、比較的奈良県と人口規模が近いのと、またその県内で地勢が多様かつ山間もおありだし、半島の部分もある。静岡市というのは、これも人口規模としては少し少ないんですけども、東京都と比較すれば、館山寺の辺りだったりとか、山間も抱えていらっしゃる中で単体の組合でやっていらっしゃると、そういう事例として持ってきたものというふうにご理解をいただけたらと思います。

○副議長（西井 覚君） 他に確認事項はございませんか。

川田議員。

○16番（川田 裕君） 先ほど説明ありがとうございました。並河副管理者からご説明をちょっといただいてたんですが、水平補完の関係ですよね。先日、社人研の方からも将来の推計人口が示されていたわけですが、特に奈良県の場合、北部側に関しての人口の減少が著しく今後加速していくということもございましてね、それを広域のこの消防組合に当てはめていきますと、いわゆるもともと当初設立した当時から我々も指摘してきたんですが、このままであれば、やはり水平補完が非常にきつくなって、いわゆる最終的には北部側が中心となって、南部側のそういったコスト面も見ていかなければならないというのは議会でもかなり審議された事項なんですね。ところが、いよいよもう人口が大きく減少される。ということは、消防力に対してのコストが南部側は非常に高くなっていくということが、これはもう目に見えてますので、先ほどもご指摘なされておりましたけれども、これは垂直補完というのは広域行政が本来やるものでありますから、そういったものを今後強く求めていく時期にそろそろ来てるんじゃないかなと、このように思っておるわけですね。それをやっぱり全体に協力して、もう南部は人口減るから知らないんだという、そういったことはなくてチームでやってるんだったら、やはり全体、力入れて垂直補完を求めていくという行動を取る時期に来ていると思うんですが、そのあたりのご見解を

お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（西井 覚君） 並河副管理者。

○副管理者（並河 健君） 確におっしゃるとおりかというふうに思います。決して南部であったり東部であったりを特別視するということではございませんけれども、その現場力をどうやって維持していくか、それが他地域との間で何かこの負担の押しつけ合いという形にならないためにどうすればいいかということを考えれば、やはり交付税算定に関する国の考え方自体を制度改正要望をしっかりと継続的にやっていくということ、そして県の方にも実情をお伝えする中で水平補完でどこまで考えるのかということ、これはみんなで言っていくということだと思っております。ただ、社人研の方での人口減に言及いただきましたけれども、高齢者人口というのはしばらくやはり極端な形では減らないということでありまして。団塊の世代が後期高齢者に入っていく。そして85歳以上の方の人数というところも相当増えていきますので、2030年がピークとは言っても、その後も極端な形では下がってこないよと、そういうことからすると、特に救急を中心に現場力を維持しながら、全体のコストを抑えるためには総務部門のような日勤者のところをどれだけ集約をしていくか、これを今、グランドデザインという形で併せて議論をさせていただいているところがございますので、是非ご自身の選出されている、市町村の議会のお立場だったりからすれば、今まで自分の地名がついていたところに何人いるかだけ見てしまうと思うんですけれども、そこはですから、もう区分を超えて、今、出動し合っている状況なんだということも併せて、我々の方も丁寧に説明をしていきたいと思っておりますし、ご理解をいただけたらと思います。

○副議長（西井 覚君） 川田議員。

○16番（川田 裕君） ありがとうございます。申し上げているのは、いわゆる垂直補完のことであって、先ほど地財法28条の2の話もございましたが、これはもともと組合が入って、今、共同事務としてやっていますけれども、これ現実、法律上では町村に対しての補完というのは県に義務があるわけですよ。市に対してはないわけですよ。ところが今のこの組合の形態のままでいったら、その負担というのが市に持ってこられようとしているところに問題点があって、だからその町村の分に関しては、最低でも県にその補完をお願いするというか、義務があるわけですから、やっていかなければいけないということと、社人研に関してのデータ分析は私も統計学でやっているんですが、もう標準偏差的に著しく悪いので、もうどこで止まるとかいう問題じゃなくて、これ、総務省の以前の増田先生なんかも一緒にやってたんですけど、いわゆる消滅都市ということで今ピックアップを、あれは全部標準偏差2を超えてきているところなんですよ。それを全部ピックアップしてデータになっているわけですけども、だからそんなちょっと、だろっじゃなくて、もう現に推測統計ではそういうふうに形態、出てますので、だからその町村の分に関しては補完というものをやらないと、市から持っていくということは明らかに28条の2に抵触するということになりますので、そこはこれはもう責任持ってやっていかないと、組合、もたないと思っておりますので、そのあたりの見解をちょっとお聞きしていたということなんですけど、それはもう管理者、いかがですか。

○副議長（西井 覚君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 川田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほどから並河副管理者の方が運営部会長としても色々と検討していただいておりますけれども、今、川田先生がおっしゃっていただいたような認識、正副管理者の中でも当然持っておりますので、そういったことをしっかりと県に要求していくということ、もうこれは待たなしのタイミングが来ているんだろうというふうに、ご指摘のとおり、感じておりますので、機会を捉えてしっかりと県にも要望していくということ、これもしっかりとやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 川田議員。

○16番（川田 裕君） 是非ともよろしくお願いします。また、並河副管理者にも大変貴重な細かくデザインいただいておりますので、その辺をお願い申し上げまして、質疑を終わります。

○副議長（西井 覚君） 他に確認事項はございませんか。

辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） すいません、三宅町の辰巳です。よろしくお願いします。

消防長の報告と並河副管理者の報告に対する質問ではないですし、僕は質問ではないんですけど、これは提案という形で、どのタイミングで言ったらいいのかなということ、もうここしかないのかなということ、ちょっとご提案させていただきますが、昨今マスコミ報道で、お隣、三重県松阪市が救急車の有料化をしたということが大々的にマスコミ報道ありまして、我々も住民さんから将来的には奈良県もそうなるのかということ、かなり問合せをいただいております。消防にも確認して、松阪市にも確認しました。もう全くの松阪市からの見解としては、某大手紙が、もう事実に基づかない誤報やと。実際問題は選定療養費ということで、今、当組合でもやっていることかなということなんですが、それ以降、民放の夕方のニュースとか見てましても、松阪市が大英断でとうとう有料化したというような誤認識というのがすごくありましたので、我々にも安心を与えるという意味でも、そうじゃないんやということ、情報を共有の一環として、ちょっと報告してもらえたらなご提案させていただきますが、よろしいでしょうか。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 警防部長の長塚でございます。4番辰巳議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

2016年に健康保険法の改正がございました。その内容につきましては、200床以上の地域医療支援病院につきましては、紹介状を持たない初診の方につきましては、選定療養費というのを診療費の他に徴収すると、この金額につきましては7,000円以上の金額と定められております。また、これにつきましては健康保険法を根拠といたします選定療養費の制度に沿った徴収でありますので、松阪市の基幹3病院が徴収するものでありまして、救急車が有料化になるものではございません。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） 一応それは事前に僕も確認しているのだから全く分かってますので、ここにいる人らに、松阪市がやると言うてる救急車の有料化というのは、そのニュースが違ふよということ、言うてほしかっただけであって、今の事実、我々も知っておりますので。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 申し訳ございません。ただいまの内容のとおりでございます。松阪市の救急車の有料化につきましては、誤報、誤った報道でありまして、救急車が有料になるものではございません。

以上です。

○副議長（西井 覚君） よろしいですか。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 辰巳議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

奈良県広域消防組合としては、現時点ではそういった議論もないですし、今のところはそういったことは考えていないということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 他に確認事項はございませんか。

森本議員。

○23番（森本尚順君） 皆さん、今まで言われた議員さんはちょっと難しい話、されてるんですけど、僕、単純な話なんですけど、下北山村の土砂災害ですとか、石川県のこの災害派遣で10日間、行っておられますけど、この消防隊員のトイレなんですけど、これ当然人間ですから、生理現象でされると思うんですけど、これどういうふうにされているのでしょうか。下北山のこれ、どう考えても、近くにトイレないですよ。能登半島の救助作業とかも、これ多分ないと思うんです。どういうふうにされているのか、教えていただけますか。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 警防部長の長塚でございます。23番、森本議員のご質問にお答えさせていただきます。

下北山の案件につきましては、当初やはりトイレがありませんでした。現場で活動される業者の方につきましては、簡易のトイレを現地付近に持ってきていただきました。そのことと、活動当初につきましては近くに公衆トイレがございましたので、そこを活用させていただいた次第でございます。また、能登半島地震につきましては、やはりトイレ問題というのがありました。当組合におきましても、簡易の電動式の圧縮するようなそういう簡易トイレは持参しております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 森本議員。

○23番（森本尚順君） 私、思うのは、やはり奈良県でも災害が起こったときのことを考えたら、田原本町とか倉敷さんのように、ああいうコンテナトイレというんですか、ああいうのをやはり奈良県でこの消防組合でも持って置いて、下北山ですとかそういったところへも、また被災地へでも持っていけば、隊員の簡易的なやつとかじゃなくて、そういうのを1台持っていけば、衛生面もいいんじゃないのかなと思いますので、そういったことをちょっと考えていただけるのかどうか、答弁いただけますか。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 警防部長の長塚でございます。引き続きまして、お答えさせていただきます。

今回の被災地での活動を検証いたしまして様々な課題がございました。トイレカーのことにつきましても、今後研究を進めさせていただきまして、今後に活かさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 森本議員。

○23番（森本尚順君） 最後ですので、今研究と言われたけど、それ消防署で研究するようなことなんですか。隊員のことを考えたら、前向きに検討するのかないんですか。どういふことで、何の研究するんですか。研究者、呼んでくるんですか。その研究ということ具体的に言うてくれますか、どういふ研究するのか。できる、できないとはっきり言えないんですか。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○23番（森本尚順君） 議長、ちょっと待って。その人、あれ、ちゃうでしょ、責任者と。答えられないんじゃないですか。消防長、ちょっと言うてくださいよ。

○副議長（西井 覚君） 寺崎消防長。

○消防長（寺崎至亮君） 消防長の寺崎でございます。

トイレカーも含めまして、今回の震災というところについては、先ほど部長も申しましたように、様々な検討課題でございます。もちろん、トイレカーは職員のためにも、そういう声もすぐに検討していくものというふうに思っております。一方で、これは奈良県広域だけではなく、全国的に消防隊が抱える問題というところもございまして。来年度に向けてしっかり検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） よろしいですか。他に確認事項はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ないようですので、管理者諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時29分 再開

○副議長（西井 覚君） 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

日程第5 一般質問

○副議長（西井 覚君） 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

質問通告が来ておりますので、お手元に配付しております一般質問通告一覧表に従って発言を許します。

なお、1回目の質問は答弁席で行いますが、2回目以降は自席からの発言をお願いいたします。

なお、発言については、質問時間のみ30分とし、事前通告に沿った内容で質問を行ってください。通告内容と違う場合や、議題外にわたる場合は発言を抑制する場合がありますので、ご注意願います。

それでは、質問を許します。

26番、新澤良文議員。

○26番（新澤良文君） 議長のお許しをいただきましたので、なるべく通告に沿って質問させていただきます。

まず、1番といたしまして、災害についての備えについてお伺いいたします。

地震や風水害による土砂災害など災害が頻繁していますが、災害に対する備えについて、現状についてお伺いいたします。

今年1月の能登半島地震や平成28年熊本地震をはじめ、大雪による被害、鹿児島県の諏訪之瀬島火山活動による被害、林野火災による被害、土砂災害など全国で自然災害などが頻繁しているところでございます。奈良県では、南海トラフ地震で想定される震度は6の強い揺れが起こるとされております。また、風水害による被害や土砂災害も頻繁に起こっておるところでございます。この想定されている災害や頻繁している災害に対する備えはどのようになされているのか、お伺いをいたします。

次に、職員の風紀、職員教育、指導についてをお伺いいたします。

職員の風紀、秩序を向上するためにどのような教育や指導を行っておられるのか、お伺いをいたします。

風紀とは、日常生活の上で守るべき道德上の規律であり、その秩序を維持することが職場の人間関係を良好に保ったり、業務をスムーズに進めたりするために欠かせないルールと理解しているところでございます。職員の風紀を向上させ、その秩序を維持することが必要であるとの観点から、これまでの間、何度も改善するよう申し入れているところでございますが、次から次から不祥事が報告されております。改善するどころか、ますますひどい状況になっているのではないかと危惧しているところでございますが、これまでの間、どのように取組をなされ、その取組についてどのように評価されているのか、お伺いいたします。

また、最近報告されている不祥事についてどのように対応されているのか、伺います。また、改めて今後の職員の教育体制や指導体制にどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

風紀の乱れの件で、こここのところ送付させていただいた各種行政事例のとおり、昨今の処分事例を照らし、幹部の責任について問うていく必要があると考えるところでございます。

不祥事が相次いだ三重県の松阪地区広域消防組合は、条例定数280人もの職員を抱えております。その本部が7名の幹部に対して処分を行ったのであれば、その約4倍の職員を有する奈良県広域消防組合においても同様の4倍の28名程度に当たる幹部職員の管理監督責任が問われてもおかしくないはずでございます。このような情けない不祥事を起こし続ける奈良県広域消防組合の幹部である、最低限次長以上の職員に対する処分が必要と考えますが、その点についてどう考えておられるのかお伺いをいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員からの質問通告の内容が2点でございます。

まず、1点目の質問応答が終了してから次の2点目の質問に答えてもらうということによろしいでしょうか。

○26番（新澤良文君） はい、結構です。

○副議長（西井 覚君） ただいまの質問に対し、答弁をお受けいたします。
長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 警防部長の長塚でございます。26番、新澤議員の質問にお答えさせていただきます。

当組合では災害に対して備えている計画等がございます。一つ目におきましては震災警防計画、さらに風水害警防計画というのを作成しております。災害が起きましたときにつきましては、この計画に基づきまして体制を整えていきたいと考えております。また、災害に備えまして、適宜訓練等も実施しております。

以上でございます。

○26番（新澤良文君） それだけですか。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 先ほどありました、全国で自然災害が多発しているというところで、当組合におきましても、昨今、12月末に下北山の方で土砂災害等もありました。そのような対応につきましても、当初、初動では6隊での出動の体制でございましたが、第2、第3出動というふうな体制を整えまして、全隊で22隊を増隊し活動に当たっているようなそういう体制を整えております。

また、南海トラフ等の地震が発生した場合につきましては、奈良県内で震度6強というふうに想定されておりますので、そのような南海トラフ地震が発生した場合につきましては、奈良県につきましては受援重点県の10県には含まれておりませんので、大きな災害が起きましたときには、奈良県広域全体で緊急消防援助隊の受援が来るまで消防力を集結しながら対応するような形になります。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） まず、1点目の質問についてお伺いをします。

この能登半島地震、想定はしてなかったところに地震が来たということで、本当に、先日も近畿地方整備局の方に2月の初めでしたか、行かせていただいたところ、近畿地方整備局の中では延べ1万3,000人ですか、職員を派遣されておるそうでございますが、未だに輪島市の方なんかの被害状況は、2月の中旬の時点でですよ、被害状況がまだ把握できてないというような状況だとお伺いをした次第でございます。そんな観点から、私がこの質問をしたのはやはり消防だけではかなり難しいところもあるのかなという部分がございます。消防団の強化ということがございます。総務省の発表によりますと、消防団の全体は76万3,000人ということで、2年連続で2万人以上が減少しているということでございます。消防団のこの減少に対して、広域消防として消防団の育成という観点からどのような取組をされているか、お伺いをいたします。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 引き続きまして、消防団の減少している、そういう現状がございますというところのご質問がありました。これにつきましては、今後、市町村と連携しながら強化に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 消防団というのは自治体の管轄するものなので、広域消防の方でなかなかお答えにくいところもあると思うんですけども、広域消防も消防団もやはり連携していくという意味では、やはり消防の防災意識の教育という観点から、各自治体に消防の防災教育をやっていくということも大事だなということでございます。総務省の取組といたしましては、防災教育の充実というところで、幼少期から防災意識を高めてもらうとともに、将来の消防団の担い手育成を行うために小学校、中学校、高校、特別支援学校において、消防団員、消防署員等が防災教育を実施するよう、文科省と連携して地方の消防部局、プラス教育委員会に対し働きかけておりますということで、総務省の方ではそういう取組もされております。なので、広域消防としても、各自治体、市町村とも連携しながらそういった消防の防災教育というのは幼少期の頃からということでやっていただきたいなと。自治体の方でやる、僕らの方で、市町の方でやるべきことだと思うんですけども、やはり消防団と消防署の職員というのはまた色んな知識、あるいはそういった意味でも違いますので、やっぱりそういった意味で、うちらも各地域で、例えばAEDの研修であったりだとかということは消防団員、消防団の方をお願いしてやらせていただいたりもしているわけなんですけども、広域消防として大きく捉えたときに、やはりその消防団員の育成という観点から、そういった教育等々もやっていくように消防団員の方に働きかけるということも考えられてはどうかと思うんですけども、消防長の考えはどうか。

○副議長（西井 覚君） 寺崎消防長。

○消防長（寺崎至亮君） 26番、新澤議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在も小さくくりで言いますと、消防協会というのがありまして、消防協会の会長様とも、その辺、ブロック分けを新しく消防協会でもされたようですので、常備消防との連携の在り方、合同訓練するなり、そういうところも現在、検討を双方でしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 新澤でございます。その辺は本当に今後、消防団、あるいは、いや、団体が違うから、ああやから、立場が違うからじゃなしに、やっぱりこの奈良県広域消防という大きな組織があるんだから、市町に対してやっぱりそういう防災意識を高めるという観点から、総務省のホームページを見ていただければ出てくると思うので、色んな取組がございますので、そういった取組もあれしていただきながら、市町の方とまた連携していただきたいなと、この部分はそういうふうに要望をさせていただきます。

この防災についてはもう1点、お伺いをさせていただきます。

先ほど、ちょっと行政報告の中でもお伺いしたんですけども、あまりこれを言いたくないんですけども、奈良県大規模広域防災拠点を作るに当たって、これは県の方で荒井県政のときに作ったということなんですけども、そういう計画がなされたということなんですけども、防災計画、県の防災計画ということで、県の方とそういった協議なり何なりということとはなされてないんですか、どうなんですか、お伺いします。

この防災拠点だけじゃなしに、色んな防災という観点からですよ、県の方と荒井知事、肝入りで作った組織じゃないですか、この奈良県広域消防というのは。そうでしょ。だか

ら、県の方と防災という観点から色んな協議なり話合いなりというのをされているのかどうか。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 引き続きまして、お答えさせていただきます。

防災につきましては、県との調整ということですが、大きな災害が起こった場合につきましては、緊急消防援助隊とか派遣されますので、それに伴います受援計画について、その辺の計画について協議はさせていただいております。受援するに当たりまして、宿营地はどのどこにするとか、その辺の協議につきましては協議はさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 私、この一般質問の事前通告書にも書いているとおり、この災害に対するの備えということでお伺いしておりますから、災害が起こってから聞いているんじゃないし、僕は今何を聞いているかと申し上げますと、災害が起こったときの想定、何なりという計画という部分で県と話合い等々はなされてるんですか、どうなんですか。

○副議長（西井 覚君） 長塚警防部長。

○警防部長（長塚典義君） 災害が起こったときの計画につきまして、県との協議についてはございません。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） その辺がちょっと僕、理解が苦しいというか、理解がしにくいところでね、やはり災害が起こったときに、知事さんを筆頭に色んなことでこの広域消防組合の方も出動等々をされるわけでしょ。だから、災害の備えという部分で事前に、災害、もう今一番言われているのはこの南海トラフですよ。南海トラフの協議とか色んな備えという部分で、この消防組合が県と何の協議もしていないというところが何か僕、分からないんですけども、これは組合としてはされてないけども、首長としてはされているんですか。管理者にお伺いしたいと思います。

○副議長（西井 覚君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 新澤議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

市町村レベルで、そしたら県とそういった協議があるのかということに関しては、これも特段これといってないというふうに認識をしております。例えば、私でしたら樫原市ですので、樫原市の中で災害が起こったときにどうするのかということは当然シミュレーションしたりとか、危機管理部局中心となってシミュレーションすることはありますけれども、県と協議をしているというふうなちょっと認識は、具体的な認識は特にございません。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 一番初めに色んな話もあった中で、この中和広域のときにね、こんな話をしても仕方がないんですけども、分担金が下がるよという話も先ほど並河市長の方からあったんですけど、もう一方は、その防災とかそういうのに備えという説明もあったと思うんです。議事録、起こしてもらったらいんですけども。そういう観点からすると、やっぱり県の方とこの広域、知事さんの肝入りで作った、前の知事さんね、作った消防組合じゃないですか。何のシミュレーション等々を、今後起こり得る南海トラフに対しても、

備えに対して協議、専門職の消防組合と県との中でそういうシミュレーション、例えば、地震が起きたら169、あるいは24号線が寸断されたらこうや、ああやという協議等々も含めて、県とこの広域、奈良県広域がやってないということは不思議で仕方がないんですけど、これはこれでいいんですか、どうなんですか。だからね、だから県が先ほど、滑走路つきの防災拠点、これも是非やると思うんですけど、荒井知事さんがやる、山下知事がこれはやめると、メガソーラーをするというふうにされたんやけども、県の決定に従うばかりで、動くのはそやけど、この消防組合が動くわけでしょう。その防災拠点を拠点として人命救助に当たったり等々するのは、動くのはこの組合が動くわけでしょう。これ何の協議もされてないというようなことじゃ、県の決定に対して何も口出しできないというところが、そういうところがあるんじゃないかと思うんですけど、どう思われますか。

○副議長（西井 覚君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 新澤議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

確かに議員がおっしゃるように、備えということからすると、奈良県と奈良県広域消防組合、奈良県内には当然奈良市の消防局もありますし、生駒の消防本部もありますので、奈良県全体として県と調整していくべき必要があるのかなというふうには感じております。ただ、一つ頭に浮かんだのは、県下全域で防災訓練を各地区を回りながらやっていることがありますので、そういったときには訓練の内容等については打合せをしながらやっているのかなと思いますけれども、大きな災害が起こったときに県はどうするのか、あるいは奈良県広域消防組合はどうするのか、あるいは奈良、生駒、それぞれの消防をどうするのかというところの意思疎通であったりとか、事前の協議については必要なことかなと思いますので、我々からも一度そういった話を持ちかけるみたいなことも検討してみたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） ありがとうございます。本当に指揮系統の問題もでございますし、本当にそういった想定もされながら、やはりそういった話合いも県とはされるべきだと思いますので、この辺は強く要望をさせていただきます。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

最近は本当に盗撮が2件連続起こったりだとか、あるいは色んな不祥事、消防の不祥事が起こっておるところでございますが、消防の職員に対する、先ほども私、壇上で質問させていただいたんですけども、この点についてどういった教育、あるいは指導等をされているのかお伺いをさせていただきます。

○副議長（西井 覚君） 橋本人事部長。

○人事部長（橋本裕彦君） 人事部長の橋本です。26番、新澤議員のご質問にお答えします。

職員の風紀の乱れというところで、不祥事に対しての研修等をどのようにやっているかというところのご質問だと思うんですけども、過去からの不祥事、多々発生させてしましまして、その都度ですけども、コンプライアンスハンドブック、消防の心得という冊子を当組合では作っております。その冊子を全職員に配布し、それを活用して定期的、また継続的に各所属に研修を行っているところでありますが、昨年12月に不祥事が発生いたし

まして、それに伴いまして、職員が不祥事を起こした場合の免職や停職処分になった場合の所得面での減収や公私における様々な業務、生活への影響、家族への影響等、具体例を示し、その辺も他人事とはせず、自分に置き換えてそれぞれの意見を出し合い研修するところに取り組んでまいりました。

しかしながら、今年1月も同様の事件が発生しまして、さらなる研修としまして、消防組合では3点掲げて研修を今後も計画的にやっていこうと考えております。

まず、1点目ですが、職員一人一人の服務規律の確保と倫理意識の向上、これは先ほども述べました職員の心得のハンドブックを使用しまして、また所属長が各種研修で得ました、これはいい内容やとかいう、そういう情報をお互い共有いたしまして、それを基に研修内容を検討し、研修を実施することによって倫理感を根づかせる取組を行ってまいりたいと考えております。

2点目に、働きやすい職場環境の整備、これは相談しやすい職場環境の整備、職員のメンタルヘルス体制の再チェックを実施するなど、また地方公務員安全衛生推進協会の協力を得まして、職員への対処や今後についての研究を受け、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目といたしまして、不祥事を起こさないための体制の整備、適正な事務執行の徹底、公益通報制度の適正な運用や職員への周知徹底、また消防職員の不祥事防止の行動指針の策定、今回の撮影罪等、刑法の厳罰化を鑑みて、消防組合の懲戒処分の指針の基準の見直し等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 何かそれでなくなると思いませんか。そんなこと、そんな取組、もちろんガイドブックなりなんなりというのはあると思うんですけども、やはり職員が不祥事を起こしたら、上の監督するべき、上の者も責任を取るということを、こういうことを徹底しないと、現場の風紀というものにならないと思うんですけども、この点についてはどうですかね。

○副議長（西井 覚君） 橋本人事部長。

○人事部長（橋本裕彦君） 不祥事に対する管理職への処分についてでございますが、その処分については、当人の懲戒審査、審議会において審査する上で審査委員の方から上司への処分についても検討していくことになると思います。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） そうですね、審査員の人らが甘いんですかね。よその自治体等々、例えば川崎市なんかは、これやり過ぎかもしれませんけども、232人の職員が処分されております。やはり末端の職員が不祥事を起こしたときに監督責任のある上司、あるいは消防署長等々がそれ相応の責任を負うということでないかね、やはりその規律という部分も乱れてくると思います。

また、私もあまりその怪文書等々に反応はしたくはないんですけども、以前から私、申し上げているとおり、やっぱり職員の不満ということを色んな部分で聞き取れるような体制を取ってほしいということを再三再四申し上げているんですけども、これも匿名でやる

べきだと僕は申し上げているんですけども、こういうことは取り組んでおられますか、どうですか。

○副議長（西井 覚君） 橋本人事部長。

○人事部長（橋本裕彦君） 職員からの相談事等ですけども、コンプライアンス推進室を開設いたしまして、そちらの方では匿名による通報等にも対処しますし、職員の通報窓口等も設けておりますので、そちらを通報してもらえるよう職員には周知しておるところです。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 今の体制を見ますと、僕はちょっと言葉、悪いから、失礼があったらごめんなさいね、先に申し上げますけども。そうやって匿名で幾ら色んな通報をしても、握りつぶされたり、隠蔽されるおそれがあるということを職員の方々は思っている人もいるようでございます。なので、僕のところにも、例えば郡山消防署長の件であったりだとか、あるいは香芝の方での件であったりとかという件で来てるんですけども、ちょっと読み上げましょうか、名前だけ伏せて。ちょっと読み上げますね。

新澤議員様ということで、奈良県広域消防組合、名前はちょっと伏せさせていただきます。言うまでもなく、このIさんという方、Iさんは言うまでもなく、部下職員を管理監督する立場にありながら、大規模に農業経営を行い、許可されている以上の利益を得ているにもかかわらず、本部に申告せず、地方公務員法第38条によって営利企業の兼業は禁止されている法律違反を堂々として行っていますと、どうかこの事実を調査して厳罰されることを切に願いますというのだったり、職員へのパワーハラスメントも多数確認されているということで、これまた後で消防長の方にこの怪文書をお渡しますけど。

もう1件は、風紀が乱れているところでございます。中央方面隊のSさんがいじめられております。警防部のみんなから無視されたり、恥をかかされたり、部長も香芝広陵の人だから消防長の言いなりです。1人の人をターゲットにしていじめています。特に方面隊長はひどいです。人前で恥をかかせます。Sさんはつぶされてしまいます、休んでいますと、こんなことを放置する職場が人の命を救えますかと、消防長は組織を私物化しております。定年なのに自分だけ延長してまだ消防長でいるつもりです。これはちょっと、この下はもうこれ以上の誹謗中傷になるので、読まずに後でこの怪文書はお渡ししますけども、今年の1月1日にも私の方にも怪文書が届いて、これは私に対する誹謗中傷だったんですけども、この消防に関することとさせていただきます。各全員の議員と、各自治会の区長さん全員宛てに高取町に送られたんですけども。こんな怪文書は屁とも思わないんですけども、ただ職員の風紀の乱れだけではあれですけども、こういう1名という対象はほんまかどうかということもありますので、これについては後で消防長にまたお渡ししますので、調査をしていただきたいと。名前が具体的に出ていますのでね、思います。だから、こういったふうに、これがほんまかうそかは分かりませんよ。ただ、そちらに資料が行くよりも、僕に来てこうやって議会で取り上げることに於いて、隠蔽ないし、そういったことはされないんだろうということで僕のところへ来てると思うんですけどね、僕、この怪文書の事実確認は分かりませんが、問題提起は問題提起としてさせていただく次第でさせていただきますけども。

こういったふうに、やっぱり風紀の乱れという部分に関しては、まだ今の体制では十分

とは思わないんですけども、消防長、どうお考えなのか、お伺いします。

例えばですよ、当直のときに職員にそういった当たり前のようなことなんですけど、道徳、人権教育、人権教育という言葉嫌いやから、省きますけども、そういったビデオなり何なりというのを見せて教育するであるとか、もう常日頃からやっぱり人間関係、前々から僕、申し上げているとおり、消防署の職員というのは、本当に嫌いな人間同士であっても、一つの命綱を支え合って助け合なあかんような現場に遭遇する可能性もあるわけじゃないですか。そんな中でやっぱりそういうぎくしゃくしたような現場というのはよろしくないと思うので、そういった人間教育、先ほども申し上げましたけども、職員の指導、教育について、消防長はどのようにお考えか、お伺いをします。

○副議長（西井 覚君） 寺崎消防長。

○消防長（寺崎至亮君） 26番、新澤議員のご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、人間関係というところについては、仕事の効率を上げる、成果を上げる、そういう面でも必ず必要な部分だというふうに理解をしております。一方で、私の立場もそうですけど、各所属長、こういう管理監督の者には、先般も全員集めて、今、議員がおっしゃっているようなそういう趣旨のこともしっかりお伝えをして、末端の職員までしっかりと響くような、そういう指導をお願いしているところでございます。

今後とも、そういう不祥事につながる、また人間関係が悪化する、そういうところについて、上司がしっかりとその声を聞き取れる、そういう体制もしっかり構築していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） もうほんまにしっかりやっていただきたいなと思います。本当に毎週のように消防署の職員が女の子のスカートの中を盗撮であったりだとかというのを、もう聞いておってもしんどいので、県民の人も苦しいと思います。だから、こういった分においては、やっぱり先ほど人事部長の方からおっしゃってましたけども、何委員会か忘れたけども、何やら委員会で処分が決まれば、それに従いますみたいことをおっしゃってましたけども、自らやっぱり処分ということも責任において考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、この点についてはどうですか、人事部長。

○副議長（西井 覚君） 橋本人事部長。

○人事部長（橋本裕彦君） 管理職といたしまして、職員が不祥事を起こしたことには反省すべき点多々あると感じておりますし、その辺も含めて今後の審査会の調査をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 今回のもちろんこの盗撮2件連続、続いたわけなんですけど、これも審査会、もちろんやられてますよね。どういったご意見が審査会の中で出たのかということをお伺いします。

○副議長（西井 覚君） 橋本人事部長。

○人事部長（橋本裕彦君） 今回の事案に関しては、審査会はまだ開けておりません。当人がまだ検察の方で事情聴取を受けている段階ですので、今後開催予定となっております。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） じゃあ、過去において不祥事、ここでも報告がされているわけなんですけども、過去において、例えばですけども、月並みになるか分からないですけども、そういった委員会の中でこういった意見が出ているのかということをお伺いします。

○副議長（西井 覚君） 立野副消防長。

○副消防長（立野健司君） 副消防長の立野でございます。26番、新澤議員の質問にお答えさせていただきます。

懲戒処分の内容、こちらにつきましては、奈良県広域消防組合の懲戒処分の指針に基づき、加重要件等を考慮しながら、分限懲戒審査委員会で慎重に審査された結果に基づき、処分量定を決定させていただいております。なお、外部委員の方3名に入らせていただきまして、懲戒処分の指針に従い、厳正に対処しております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） そんなこと聞いてないんですよ。だから、そういう委員の中でね、例えばですよ、こういったところで、是正しなさい、例えば今まで色んな不祥事がありましたけども、そんな中で個別に、個別案件で具体的には難しいか分からないですけども、例えばその上司に対して、こういった形で指導しなさいとかいう意見が、言える範囲で結構ですので、こういった委員会の中でそういう意見をされているのか、言える範囲で結構ですので。

○副議長（西井 覚君） 立野副消防長。

○副消防長（立野健司君） 副消防長の立野でございます。引き続き答弁させていただきます。

当審査委員会におきまして、該当するこの職員に対しまして個別に弁明の余地を与えまして、そのときの状況等をしっかりと聞き取りをさせていただいております。その中で多方面での処分案件でありましたり、その辺を十分に加味しながら審査委員会の方で検討を重ねる、そういう形になっております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） その委員会の方も、僕、以前にも聞いているとは思いますが、頭悪いのでね、すぐ忘れるんですけど、こういったメンバーの方々に構成されているか、お伺いします。

○副議長（西井 覚君） 橋本人事部長。

○人事部長（橋本裕彦君） 委員会のメンバーですけども、弁護士の方1名、大学教授の方1名、有識者1名、あとは当消防組合から2名の5名での委員会の構成となっております。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） ちょっと、弁護士1名、大学教授1名、有識者1名、で身内ですよ、自分とこの人が2名という体制、これが普通なんですか。どうなんですか、他の色んな団体とか組織とかあるんですけども、そういった中でこういう委員会について、この体

制が普通なのか、別にもっと増やすべきなのか、あるいは、完全に第三者にお任せしているようなところもあるんじゃないかと思うんですけども、こういった体制を作るにおいて、なぜこうされたのかお伺いします。

○副議長（西井 覚君） 橋本人事部長。

○人事部長（橋本裕彦君） 以前は職員のみ構成となっております。しかしながら、すいません、記憶がはっきりしておらないんですけども、2年ほど前の議会の中で、公正な審査ができないのではないかとのご指摘を受けまして、外部委員の方をお願いした次第です。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 多分その質問したのは僕やと思うんですけどもね。これ、だからそういう指摘があるまでは、身内の中で身内を処分するようなことやったから甘いんじゃないかという指摘をさせてもらったと思うんですけども、その後こういう形で弁護士なり、大学教授なり、有識者なりという形、有識者というのは警察関係の方でしたかね。そうですね。もう名前は申し上げませんが、あと職員が2人か、こういった体制やということなんですけども、やっぱりこういった職員の処分、あるいは等々に対する委員会というのは、本当に完全に第三者にお任せした方がいいと思うんですけども、これは無理なんでしょうか。どうなんでしょうか。

○副議長（西井 覚君） 橋本人事部長。

○人事部長（橋本裕彦君） 今、新澤議員からいただきましたご意見を参考に、今後、検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 僕は何でこんなことをと申し上げますと、やっぱりその委嘱した人らが、中におったら、やっぱりその人らがそういった形で誘導してしまうんじゃないかという懸念がありますので、完璧に第三者だったら第三者にして、職員は入らん方が僕はいんじゃないかと思うので、これは今後検討していただきたいなと思います。

それから、職員の不祥事、もう本当にこんなことは、日本全国、こんなこと言うたら怒られるかもしれないですけども、どこでもあると思うんですよ。どこでもあると言うたら怒られるか分からんね。どんな団体であっても不祥事というのはあるかもしれません。だけど、そのあったときにどういうふうに対処するかによって、やはり県民に対する理解であったりだとか、あるいは今後の不祥事の予防であったりだとか、あるいは職員のやる気であったりだとかということになってこようと思うのでね、やっぱりその不祥事が起きたときの規律といいますか、そういった部分に対してもう少し考えていただきたいなと思う次第でございます。

特に、今回同じような事案が発生した、1件そうやって逮捕されたのであればね、これももう1人の、2週間後やったっけな、同じような事案がすぐに発生するというのは、これちょっと異常ですよ。だから、思いとどまることもできたんだろうしね。だから、こういうことがあったということで逮捕された、盗撮ですね。女の子のスカートの中を、恥ずかしい、もう言葉に出すのも恥ずかしいけど、そんなことがあったということで、各そこに座

っている背広組から各署長の方に厳しく伝達して行って、消防職員というのはこういうことをしたら駄目だと、当たり前のことやけども、厳しく伝達していけば、2件目の事件は防げたと思うんですけども、この点について、消防長、どうですか。

○副議長（西井 覚君） 寺崎消防長。

○消防長（寺崎至亮君） 今回の一連のことにつきましては、本当に遺憾であり、残念であります。といいますのも、1件目のところでしっかりと、全所属長集めまして、そういう方向の話はきっちりとしているところでございます。もちろん、所属長のみんなもそういう趣旨をしっかりと部下職員に研修なりして伝えていってこれているという報告も受けておる中での今回の2件目のことでございます。しっかりとその事実確認というか、原因をしっかりと確認をさせていただいて、今後こういうご指摘、またこういうご迷惑をかけるようなこういう事態にならないようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） やっぱり過去においての色々な事件においても、このうやむやにするからこんなこともまた出てくるのかなという分もでございます。例えば西和署管内においての盗難事件、これもありました。これ、この後どうなったのかというのを報告も受けておりませんが、そういう盗難事件、あれはどうなったんですかね、西和署管内での盗難事件、あれはどうなったのですか、人事部長。

○副議長（西井 覚君） 橋本人事部長。

○人事部長（橋本裕彦君） 西和署における盗難事件ですが、現在も警察の方で調査進行中というところです。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 新澤議員。

○26番（新澤良文君） 事件として告発されたら、後はもう警察の仕事やということになかなか介入もできないんやろうけども、大体職員の中でどういったことで誰がそこにおったかということ、分かっている中でのことだと思うのでね。だから、何となくその職員は異動させたというふうに、うわさには聞いているわけなんですけどね。そうじゃなしに、失敗した職員に対してやっぱり指導、あるいは、というのは続けていくべきやと思うんです。不祥事を起こして処分されて、やる気がなくしている職員、もう僕、前々から申し上げてるんですけども、こういった職員についてもやはりもっと、こんなこと言うたら怒られるか分からへんけど、女子校じゃないんやから、もっと体育会系の団体なんやから、もっと下のもん、あるいは、もっと部下を指導、あるいは監督、監督と言うたら、言葉あれやな、指導していく分においては、もっと面倒を見ていってあげた方がいいと思うんですよ。だから、前も前の副消防長の田宮さんのときも、もう副消防長にも、人事部長にも申しあげましたけども、例えば、ばくちの問題であったりだとか、窃盗の問題であったりだとか色々な問題がございました。芋焼酎の問題であったり、ケーキの問題であったりとか色々あったけども、色々なことあっても、うやむやにしてね、何と言うのかな、別に処分をせえと言うわけじゃないんやけども、きちんと指導を適正にやっていけば、こういった不満が出てけえへんやろうし、組織として同じような事件が1週間に1回ぐらい起きるようなこ

とにならないと思うんです。だから、消防長にお願いしたいのは、人事部長もそうですよ。まず、不祥事はあってはならないことやから、不祥事が起こらないような教育を徹底していただきたいということと、不祥事が起きたときですよ、不祥事が起きたときに、その者は処分するのは当たり前のことなのかもしれないですけども、やっぱり人に迷惑かけたら、人にそういうことしたら、上の者に迷惑かかるのやということをやっぱり職員全体にもそういう教育もしていただきたいなど。やっぱり団体で行動される組織なんやから、やっぱりそういう一つの罪はみんなでかぶるぐらいの気持ちで各所属職員、あるいは消防署の中でそういうぐらいの責任感と言うんですか、そういうのを持っていただきながらやっていたいただきたいなど。だから、不祥事が起きたときの再発防止という部分も徹底していただきたいんですけども、不祥事が起きた後のその幹部の責任という部分に関して、下の者が勝手にやったから、処分したらいいわというわけではなく、自分もやっぱり監督責任があったという思いをもっと強く持っていただいて、組織として機能していただけるように切に切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

職員の教育、あるいは指導においては、本当に今後も力を入れていただいてね、こういったことが二度と起こらないようお願い申し上げます。

○副議長（西井 覚君） 以上で一般質問を終結いたします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第6 報第1号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○副議長（西井 覚君） 日程第6、報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

報第1号につきましては、車両運行中に発生した公用車の事故2件に係る損害賠償の額の決定についての報告でございます。

議案書の1ページ、報第1号のとおり、ご報告をさせていただきますのでご了承いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 以上の説明に対し、確認などがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ないようでございますので、報第1号の報告は終わります。

日程第7 議第1号 奈良県広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○副議長（西井 覚君） 日程第7、議第1号、奈良県広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議案書の2ページをご覧ください。

議第1号、奈良県広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

併せて、参考資料の1ページの改正調書をお開きください。

地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について新設するものでございます。また、奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、フルタイム会計年度任用職員の給料表を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○副議長（西井 覚君） これより質疑に入ります。

質疑については、会議規則第55条により、1議員につき1議題3回とさせていただきますので、ご留意願います。また、質疑が議題外にわたったり、質疑の範囲を超えた場合は発言を抑制する場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第1号、奈良県広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第2号 奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○副議長（西井 覚君） 日程第8、議第2号、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議案書の4ページをご覧ください。

議第2号、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。参考資料の方は5ページをお開きください。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額が見直されたことから、奈良県広域消防組合手数料徴収条例で定める手数料について同額とする改正をするものでございます。

主な内容といたしましては、石油コンビナート等に見られる屋外タンク貯蔵所などの手

数料を引き上げるものでございます。お手元にはコンビナートの写真と手数料を記した資料を配付しておりますので、併せてご確認をお願いしたいと思います。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（西井 覚君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第2号、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決したいと思います。ご異議はございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第3号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）

○副議長（西井 覚君） 続いて、日程第9、議第3号、令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第3号、令和5年度一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

別冊資料の令和5年度一般会計補正予算書、補正予算に関する説明書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,379万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億4,280万1,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。繰り越す事業は、広陵消防署の大規模改修工事に伴う設計業務でございまして、落札業者から契約解除の申出があり、翌年度に事業を実施するため、254万1,000円を繰り越すものでございます。

ここからは、歳入、歳出、補正の詳細について主な部分のみご説明をさせていただきます。9ページ、10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

8款、繰越金3億5,368万8,000円の増額、これは令和4年度の決算剰余金のうち2分の1を繰越金として予算化するものでございます。残りの2分の1は、財政調整基金へ編入してございます。

続きまして、11ページ、12ページ、歳出の部分でございます。

2款、総務費で2億1,189万3,000円の増額。主なものとしては、償還金利子及び割引料として2億3,791万5,000円、これは令和4年度の決算剰余金及び今年度

予算の不用額を各構成市町村へ返還するものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

3款、消防費でございます。1億4,189万9,000円の増額補正でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、15ページ、16ページ、主なものといたしましては、16ページの上から6行目にございます。

退職手当及び退職手当特別負担金として、それぞれ6,662万3,000円、7,047万1,000円の増額。下段の方に移りまして、積立金として、退職手当基金へ1億273万円を積み立てる増額補正をするものでございます。積立金の額は各市町村に意向を照会した結果の金額でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○副議長（西井 覚君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

川田議員。

○16番（川田 裕君） よろしく申し上げます。12ページをお願いしたいと思います。

償還金、利子及び割引料なんですが、これは前回の議会でもご指摘させていただきました。不用額と言っていいんですかね、使わなかったお金ということで、これは本来であれば、戻入して戻さなければいけないということで、これは施行令でも定められているわけですが、今回一般基金とかに積まれてましたので、こういう形の形態で支出するという形で各構成団体に戻すと、こういう手続だと思んですけども、今後以降、本来、分担金で使わなかったお金というのは、これは過渡し金に、過渡し金って私の川田じゃなくて、超えて多く渡す過渡しですね。そのお金になりますので、いわゆるそれは戻入で戻してもらわないといけないということになります。これ、基金なんかに積んでいきますと、先ほども話がありましたが、水平補完の資金になってしまいますので、これはもう必ず引き上げさせていただきたいと、このように考えているわけですが、その点のご見解をちょっとお答えさせていただきたいと思います。

○副議長（西井 覚君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。16番、川田議員のご質問にお答えしたいと思います。

このように2月議会で補正をして市町村にお返しするというような議案を上程させていただくのは今回が初めてでございます。その検討の端緒となりましたのは、11月議会で議員からご指摘いただいたことを受けまして、消防内部で検討させていただきました。その検討の中身といたしましては、やはり地方自治法の中で地方公共団体は最少の経費で最大の効果を得なさいというようなこともございますので、我々特別地方公共団体としましては、市町村から適正な分担金を頂いて、余った分はお返しするというようなことで、今回上程させていただいたものでございます。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 川田議員。

○16番（川田 裕君） じゃあこれはもう来年度からは戻入で扱っていただけるということですね。来年というか、今後以降ですね。それだけ明確にさせていただきたいんですよ。

○副議長（西井 覚君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 引き続きお答えをしたいと思います。

我々広域消防組合の財政運営の透明性と信頼性向上のために、来年度、どのようにお返しさせていただいたらいいのか、少し勉強させていただく時間をいただいて、次につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 川田議員。

○16番（川田 裕君） いやいや、これ、施行令に命令、書いてますから、そのままやっていただいたらいいだけの話なんです。だから、あえて別に検討も要りませんので、地方自治法の施行令にそういう規定されていますので、そのとおりの運用をお願いしたいと、こう思うわけですが、これ、管理者いかがですか。

○副議長（西井 覚君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 川田議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

おっしゃるように、施行令に書いてあるとおりの手続を次年度からできるようにしっかりと調整をしてまいりたいというふうに考えております。色々ご指摘をいただきまして、ありがとうございました。

○副議長（西井 覚君） 他に質疑はございませんか。

北議員。

○21番（北マユ美君） 失礼いたします。3点、お尋ねをしたいと思います。

まず、1点目、12ページでありますけれども、需用費、不用額で1,700万円が計上されておりますけれども、大変暑い猛暑、また消防という特異的な状況下の中で需用費はとても重要であります。今回、補正予算の中で大変大きな1,700万円が不用額として計上されておりますけれども、この経緯、理由につきまして、まずお尋ねをいたします。

続きまして、同じく12ページ、委託料で不用額、健康診断等の委託料で680万円の不用額が出てございます。決算のときではございませんが、令和5年度末までもう少しあるわけではありますが、大切な職員の皆様方、また署員の皆様方、心身共々の健康管理はとても重要であろうかと思っております。今回、当初予算で計上されまして今議会におきまして不用額が出ておりますけれども、今後、あと僅かな期間ではありますが、対応可能な部分というのは置いてあるのか。そしてまた健康第一という状況下の中で、職員、また署員に対しまして、本当に細やかな声かけ、啓発、以前の議会でも申し上げましたが、今、ストレスチェックということをしていただく、そのような重要なこともございます。広域におきましては、産業医のことも前回の議会で確認もさせていただき、委託をしていただいているわけではありますが、本当に署が多くございます。この本元となる広域のこの事務局の拠点で全てのところを細やかにチェックしようと思うならば、それぞれの分署、また庁舎に対してこの確認が必要かと思っております。この点に関しましては不用額が出ておりますが、対応可能な部分、そしてこの不用額を出すに当たりまして、この健康診断の受託料そのものの目的がきちんと果たされているのか、そのことをお尋ねいたします。

最後の質問ですが、14ページ、職員手当等のところで、今、管理者から説明をいただきました。具体的には16ページの退職手当6,662万3,000円、退職手当と、この特別負担金が7,047万1,000円計上されております。今回、補正予算に計上されたこの詳細な今日に至るまでの経緯につきまして、この3点につきお尋ねをいたします。

○副議長（西井 覚君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。21番、北議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございます。

補正予算の中で、光熱水費、需用費の減額でございます。これは電気料金でございます。令和4年度にかなり電気料金が高騰いたしましたので、令和5年度も1億62万3,000円、かなり高額な電気料金を計上させていただいたんですけども、その高騰が止まったということが一つと、全庁舎挙げての節電に取り組んだということで1,700万円ほどの不用額が出る見込みとなっております。

2点目、健康診断委託料でございます。

これはまず当直をしております消防署の職員は、年に2回、健康診断を受けるように義務づけられておまして、今月も2回目の健康診断をしておったんですけども、そのうち1回を自らが受ける人間ドックに置き換えて1回は受診しなかったという職員がおりますことと、もう1点は、救急隊員に破傷風の予防接種、ワクチン接種をしたかったということがあるんですけども、製薬メーカーの方で新型コロナ対応で破傷風のワクチンがなかなかご用意いただけなかったということもありますので、事業自体ができなかったと、そういうこともあって減額させていただいております。

それと3点目になります。人件費の不用額と増額の部分でございますけども、今年度から定年延長制度が始まりまして、今年度60歳になる職員は1年間の定年延長ということで、当初予算では退職金が発生しないということで、退職金はゼロで計上させていただいたんですけども、その後の職員の希望を確認いたしましたところ、一旦退職をして再任用職員になる者、それと完全に退職する者が発生いたしましたので、合計21人分の退職関係経費を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 北議員。

○21番（北マユ美君） ありがとうございます。まず、この需用費、1億云々という大きく予算計上していただきまして、昨今の物価高騰、また電力代等々も大変高騰しております。その中で命を預かる救急、また災害未然防止、そういう観点ではとてもこの需用費というのは肝要であろうかと思えます。

そこで再質問なんですけど、それぞれの自治体、私の大淀町でもそうでありまして、この需用費、先ほど部長の方から節電ということをおっしゃいました。大変努力をしてくださっている、節約に励んでいただき、少しその中でもこの節電ということの中で大きく計上された不用額に入っているかと思えます。そこでもう1点は災害級の猛暑です。本当に今までではあり得なかった暑さが続きます。そして、この不用額で上がっておりますけれども、決してそれぞれの署で、ある一定程度の我慢を強いることのあるように、やはり職員の皆様方の健康というのはとても重要でありますので、節電、節約というそのルール基準、またそういう外気との温度差、こういうことも考えていただきまして、節約をしていただくことは本当に私たち構成団体としては大変その部分がまた不用額となり、本当に家計で言えば、節約をして、家計をやっぱり守ることにもなりますが、ただし職員の健康ということを考えてみたときに、そこもしっかりと考えていただいて、当初予算、今回出ておりますけれども、しっかりと目配りをしていただきたいと思います。

部長の方から、健康診断の状況をよく分かりました。破傷風のこともよく分かりました。しかし、このストレスチェック、費用はかからないと思いますけれども、健康診断の中には入っているかと思えます。その点につきましては答弁がございませんでした。

そして、最後の質問であります、定年延長に基づきということでもありますので、大変よく理解ができましたということで、1番に関しましては今後のそういう思いを伝えたということでございますので、このストレスチェック、ソフト対策でありますけれども、しっかりとやっていってくださっているのか、もう終わったのか、その辺のところ、確認したいと思えます。

○副議長（西井 覚君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永です。引き続き、お答えをしたいと思います。

まず1点目、猛暑の中での職員の健康管理ということでもありますけれども、まず消防職員、火災の現場で火の中ということもあるんですけども、そのときはきちんと活動服を着て、その上からきっちり防火着を着ることで一定の温度まで耐えられるという条件がありますので、そこは職員も過酷な状況ではありますけれども、暑さに耐えながらというところがあります。一方、事務室におりますときには、そのあたりの体力的な負担も考えて、半袖のポロシャツでありましたり、そのようなことでクールビズで職員の暑さをしのげるようなことも取り入れさせていただいております。

二つ目、答弁抜けておりました。申し訳ありません。ストレスチェックはまず全員にさせていただいております、その結果は各所属長が管理しとるところでございます。また、年末の下北山村の事案、年明けの能登半島に出動した職員に対する個別のストレスチェックは、各署長がそれぞれ個別に聞き取りをした上で対応をさせていただいております。

以上です。

○副議長（西井 覚君） よろしいですか。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第3号、令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することに決したいと思えますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

日程第10 議第4号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計予算

○副議長（西井 覚君） 日程第10、議第4号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第4号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算書、予算に関する説明書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ155億6,809万2,000円と定めております。

3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、まず歳入でございます。

1款、分担金及び負担金131億6,422万8,000円、2款、使用料及び手数料610万5,000円、4款、県支出金6,746万5,000円、5款、財産収入658万3,000円、7款、繰入金4億6,602万5,000円、9款、諸収入1億1,198万6,000円、10款、組合債17億4,570万円の各予算でございます。

おめくりいただきまして、4ページ、歳出でございます。

1款の議会費175万5,000円、2款、総務費3億3,292万2,000円、3款、消防費140億7,662万6,000円、4款、公債費11億4,478万9,000円、6款、予備費1,200万円の各予算でございます。

続きまして、5ページでございます。

第2表、債務負担行為でございますが、各消防車両の更新事業及び磯城消防署、大淀消防署の庁舎建設事業について、期間と限度額を定めてございます。

次に、6ページでございます。

第3表、地方債でございます。消防施設整備事業といたしまして、借入れ限度額を17億4,570万円と定めております。

続きまして、7ページからは歳入歳出予算事項別明細書となります。主要な部分についてご説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款、分担金及び負担金は市町村から頂いております分担金でございます。うち、消防費分担金は130億4,189万9,000円、前年度と比較いたしまして3億4,386万5,000円の増額となっております。11ページから13ページの説明欄に各市町村別の分担金が記載されておりますので、ご確認をよろしくお願い申し上げます。

次に、14ページをお願いいたします。

4款、県支出金6,746万5,000円は、デジタル無線通信指令システム整備事業費において県から頂く補助金でございます。

7款、繰入金は、主として財政調整基金4億597万8,000円、16ページに移りまして、退職手当基金5,775万8,000円を繰入れするものでございます。

次に、9款、諸収入の主な収入といたしましては、雑入の1億1,190万9,000円でございます。主に派遣職員給与費に係る負担金収入となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

10款、組合債17億4,570万円は、車両更新、庁舎建設など投資的経費の財源に充当するもので、緊急防災減災事業債が全体の95%に当たる16億5,290万円で、それ

以外も全て交付税措置のあるメニューを活用してございます。

続きまして、20ページ、歳出でございます。

1款、議会費は175万5,000円、主に議員報酬と議会会議録作成費用となっております。

2款、総務費の主なものは、1目の一般管理費3億3,193万4,000円で、前年度と比較いたしまして2,901万6,000円の増額でございます。主なものといたしましては、23ページ、需用費の光熱水費、庁舎の電気代等で1億3,348万8,000円。

25ページでございますが、使用料及び賃借料の事務機器借上料2,227万3,000円、備品購入費の一般備品費はパソコンの購入代として3,546万3,000円でございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

26ページの下段、3款、消防費でございます。

1目、常備消防費124億3,323万8,000円、前年度と比較いたしまして7億1,443万1,000円の増額でございます。

隣の27ページに移りまして、給料が46億5,787万1,000円、1枚おめぐりいただきまして右側の29ページ、職員手当等43億5,819万2,000円、共済費17億7,124万4,000円、これら職員に係る給与費の合計が107億8,730万7,000円となり、常備消防費全体の86%を占めてございます。

続いて、31ページをご覧ください。

下段の委託料でございますけれども、1億9,149万9,000円、主なものといたしましては消防救急デジタル無線設備保守点検委託料、消防指令システム保守点検委託料があります。

次に、33ページでございます。

備品購入費で5億8,756万3,000円、主なものとしては消防車両の購入となっております。

次に、積立金1億8,284万1,000円、庁舎建設等の費用に充てるため、庁舎設備整備基金への積立てと退職手当基金への積立金でございます。この退職手当積立金も各市町村のご意向を反映したものでございます。

続いて、34ページをお願いいたします。

2目、消防施設費16億4,338万8,000円、前年度と比較いたしますと11億4,921万1,000円の増額でございます。主なものは委託料で2億3,379万7,000円、その他委託料として消防救急デジタル無線の車両端末装置の更新事業がございます。他に工事請負費13億6,569万円でございますが、磯城消防署及び大淀消防署の工事費用でございます。

36ページをご覧ください。

4款、公債費、計11億4,478万9,000円、消防施設整備及び消防車両の購入等に伴い借入れした起債の償還金でございます。

以上、令和6年度一般会計予算の説明に代えさせていただきたいと思っております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（西井 覚君） 本日の会議が5時前になってきましたので、延会をさせていただきます。

いたいと思いますが、了解をお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西井 覚君) ありがとうございます。異議なしとして、延会をさせていただきます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

川田議員。

○16番(川田 裕君) 令和6年度の一般会計予算、また予算に関する説明書からお聞きしたいんですが、まず、これ、財産調書はどこに載っているんですかね。財産調書が、今、見たところ見当たらないんですけど、それが財産調書の中に減価償却やっているはずなので、財産が。その1円計上というのは何件ぐらいあるのか、教えてください。

財産調書に載ってなかったら違法やで。

○副議長(西井 覚君) 徳永総務部長。

○総務部長(徳永達也君) 総務部長の徳永でございます。16番、川田議員のご質問にお答えしたいと思います。

財産調書は決算議会のときに決算と一緒にさせていただいておるんですけども、当初予算では今まで出させていただいておりませんでした。

○副議長(西井 覚君) 川田議員。

○16番(川田 裕君) 予算では上げられてないわけですか。そういうことですか。今の質問で結構なので、今現在でも令和6年度のいわゆる財産予測、出てますよね。そのうちのいわゆる、減価償却を毎年やっているはずなので、それに対しての1円計上を上げとかなないといけないもの一杯あると思うんですよ。それってどれぐらいあるんでしょうか。

○副議長(西井 覚君) 徳永総務部長。

○総務部長(徳永達也君) 財産調書では土地、建物、そして200万円以上の物品をご報告させていただいておったんですけども、今手元に1円計上の資料がございません。少し準備にお時間いただきたいと思います。申し訳ないです。

○16番(川田 裕君) 使ってるものがあつたら、もう3回目になってしまうからな。使ってるものがあつたら計上しとかなあかんやろ。計上、何もしてないのに、表に代表で出す分はそれでいいのかもしれないけど、だけど本来はついてるはずやんか、それ。それじゃなくて物品、一杯使ってるのがあつたらおかしいやろ。

○26番(新澤良文君) 質問があれ、議長、挙手してもうて、3回目や4回目、関係あらへん。大事な質問があつたら何回でもしてもうたらええやん。議長の裁断でなんぼでもできるねんから、そんなもの。

○副議長(西井 覚君) もう3回目。

○26番(新澤良文君) かまへんやん。

○副議長(西井 覚君) 追加してもらっても結構ですよ。

○26番(新澤良文君) 3回でも、4回でも、10回でも議長の裁断で。

○16番(川田 裕君) ちょっと調べてよ、大体。

○26番(新澤良文君) なんぼでもできるのやから、そんなもの。

○副議長(西井 覚君) 調べてくれはるか。どれぐらいかかるか。

○23番(森本尚順君) 暫時休憩を求めます。

○副議長（西井 覚君） どれぐらいかかりますか。

○総務部長（徳永達也君） 確認しています。

○副議長（西井 覚君） 暫時休憩。

午後4時54分 休憩

午後5時06分 再開

○副議長（西井 覚君） 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

先ほど延会という言葉申し上げましたが、延長に変更させてもらいたいと思っておりますが、皆さん、ご了解をお願いいたします。この言葉の使い方については、各考え方があると思いますが、私の市ではそのような申し方をしておることを申し上げまして、延長ということで変えさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） それでは、先ほどの質問に対して答弁をお願いします。

北会計管理者。

○会計管理者（北 嘉文君） 会計管理者の北でございます。16番川田議員のご質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、先ほどご質問にありましては、財産調書の添付がないというそのようなところでもございました。1円計上の減価償却のこのことを確認するものの資料はないかというところでもございました。改めての答弁になりますが、消防組合としまして、この財産調書は準備の方、今まで作っておらなかったというところがございます。財産調書にありましては、決算のときにつけておったもののみを作らせてもらったところがございます。今、当日の準備物、手元にございませんで、調査いたしまして、後日、準備させていただきたいと、このようなところの答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 川田議員。

○16番（川田 裕君） 今日、もうそれでいいんですけど、備えつけのものがあると思っておりましたので、いわゆる減価償却の1円計上をやってなかったら、その物品は使えませんで、そのちょっと確認だけしたかったんですよ。予算で令和6年度に入っていきますので、やはり財産の管理ということに関して、そのこの質疑をしたかったということです。

最後に1点だけなんですけど、基準財政需要額の令和5年度から6年度にかけての変動というものは特にあったのか、なかったのか、そこだけお答えください。

○副議長（西井 覚君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。16番、川田議員のご質問に引き続きお答えしたいと思います。

まず、令和5年度、今年度の消防費に係る基準財政需要額は37市町村合計で139億2,264万5,000円、令和4年度、前年度と比べまして8,890万円ほどの増額となっております。

なお、広域化前、平成25年の37市町村の基準財政需要額と比べますと、6億500

万円ぐらい増加しておるといような状況です。

以上でございます。

○副議長（西井 覚君） 他に質疑はございませんか。

北議員。

○21番（北マユ美君） 細やかなことで申し訳ございませんが、数点お尋ねをいたします。一般会計予算書23ページ、総務費の備蓄品等でございます。

消防という軸の中で様々な災害防止に努める、また救急隊員の皆様、捉えようは色々ございますが、ここに掲げられております備蓄品等とございます、この内容、そして次にホームページの管理業務委託料96万3,000円が計上されております。ホームページ、奈良県広域のホームページは常に拝見をさせていただいております。ホームページはいわゆる広域の本当に名刺代わり、大変様々な情報を啓発するととても重要な今のデジタル社会の中にあり、ツイッターやフェイスブック、ホームページの充実はとても肝要であろうと思っております。今回、委託料といたしまして96万3,000円が予算計上をされております。そこで少し確認をいたしたいのは、ここ数年、アクセス、この数の推移はいかかなもののでしょうか。そして、県民の皆様へ防火対策、または災害対策、救急の心得など、県の広域では様々な研修、講習なども啓発されております。そういう中では、命と暮らしを守る情報のツールとしてはしっかりとさらに充実をしていただきまして、多くの方に閲覧をしていくべきと考えます。そのような中で検索を少しでもしていただくことができますように、構成団体市町村の、例えばホームページなどに広域のリンクなどを貼っていただくこともお願いもされているかもしれませんが、その状況、そして次に25ページ、33ページ、35ページ、委託料がそれぞれ計上されております。重要な分担金を使っていただいたの予算計上となっております。1円たりともこの大切な予算を使っていただいたの予算計上であります。その中で25、33、35、その他の委託料として、25ページには64万7,000円、33ページには226万9,000円、35ページには1億7,001万4,000円、先ほど管理者の説明の中、35ページの委託料につきましては少し確認ですが、令和6年度政策集を、私たち、頂いておりますが、その3ページに車両運用端末装置更新事業、このことでいいのでしょうか。先ほど、たしか端末装置というふうに管理者が述べられたと思っております。ともすれば、もしそのようにはっきりと分かっているのであれば、その他という表現はいかかなもののでしょうか。そこについて、お尋ねをします。詳細な部分が分かりましたら教えていただきたいと存じます。

そして、最後ですが、33ページ、17節、備品購入費、救急業務に必要な車両整備費5億8,756万3,000円、政策集の方にもございます。消防ポンプ自動車、救助工作車、令和6年度政策事業の冊子を頂きました。4ページにも消防車両整備事業がございます。この中には当初予算の参考資料としていただいておりますので、奈良県広域消防組合消防車両等更新計画等に基づき、計画的に新規の導入、更新をしているとありました。適正な車両の台数を記載もされております。この更新計画、全体的な計画の考え方についても確認をしようと思っておりましたが、今日本日、ここに来させていただきまして、冊子を置いてくださっております。少しばらばらとめくりましたら、6ページ、消防自動車等現有数ということの中で、詳細にわたり消防本部から非常用消防自動車にわたりましてここに台数が網羅されております。こういうことも含めますけれども、当初予算に計上され

ております、この中の参考資料にもございます。今後、全体的な計画、ここに5億8,756万3,000円が計上されておりますので、そのことも含めてご説明を求めたいと思います。

以上です。

○副議長（西井 覚君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。21番、北議員のご質問にお答えしたいと思います。

まとめますと5点ぐらいかなと思いますので、まず順に追いまして、23ページの備蓄品でございます。

これは災害用の食糧でございます。広域の管内で災害があった場合の、まずは職員が活動を継続するためので、おおむね賞味期限が5年でございますので、5年サイクルで毎年計画的に購入させていただいておるお米と副食とみそ汁のようなものでございます。そのうち、今年の年明け能登半島に緊急援助隊が出たときにはそれを持って行ってすぐに対応したというようなこともございます。

2点目、ホームページに関することでございます。

ホームページは、昨年度に見やすく直感的に分かるような形でリニューアルをさせていただきました。その管理などに委託料を支払いさせていただいておりますけれども、まずユーチューブのチャンネルも設けておりまして、タスケルンジャーというようなキャラクターがあるんですけれども、そのような隊員がAEDの使用方法であったり、心臓マッサージであったりをするような動画も流しまして、住民の方に伝わるような方法を取らせていただいております。それとリチウムイオンバッテリーの事故でありましたり、類似の事故が起こらないようにインフォメーションとして掲載させていただいておるといようなことでございます。

三つ目として、そのホームページを各市町村とのリンクというようにお話でございましたけれども、各市町村にまた改めてそのあたりのリンクをお願いしたいなと考えております。

四つ目、その他委託料です。

ここは反省材料として、その他というふうにくくってしまったんですけれども、やはり金額が大きいこと、先ほどご指摘あった1億7,000万円もAVMといいます車両動態装置のものでございますので、高額なものは今後きちんと分かるように、その他というふうにくくるのではなくて、そのあたりは改めさせていただきたいと考えております。

5点目、備品の消防車のことでございますけれども、消防車はおおむね20年ぐらい、救急車は8年15万キロというように更新基準を設けまして、計画的に更新させていただいております。来年度予算に載っておりますのは、ポンプ車2台、救助工作車1台、救急車7台を含め、合計32台の車両でございます。現有数は、議員お述べのとおり、消防統計の中の数字でございますけれども、今後、適正な車両の配置に関しましては、グランドデザインの中でどれだけ保有して、どういうふうに対応していくかというようにことが決められておる、そのような状況でございます。

以上になります。

○副議長（西井 覚君） 北議員。

○21番（北マユ美君） ありがとうございます。職員の皆様、署員の皆様に対するローリ

ングストックをもつての、まずは食品関係と確認をいたしました。そこで、総務部長、22万、ローリングストック、お米、また副食とありますが、署員の皆様の中にはアレルギーの方もおられるかと存じますので、この備蓄品も本当にそろえるに当たりましては、細やかに、その視点に立った内容をローリングしていただきたいと思います。このローリングするに当たりまして、5年間放置されているのでしょうか。それとも、この排出される折に何かの防災訓練や、または自己賄い、その署の中で夜食に食べたり、何かのときに活用したりとか、何かそういうふうに利活用していきながら、5年ごとのローリングを適切にされているのでしょうか。そこのところをお尋ねしたいと思います。

ホームページに関しては、ありがとうございます。やはり、県民の皆さんが各自自治体のホームページをよく見ます。そして今は皆さんがスマホをお持ちです。そういう中では、まず検索ということが大変今の時代になってきておりますから、しっかりとリンクを貼っていただきながら、なおかつホームページの充実、先ほど部長も言われましたが、私も検索をする中で、今回、県下でリチウムイオンのバッテリー、電気器具の火災が今随分と増えているとございます。ユーチューブもございました。総務省の消防庁の方もリンクを貼っておられました。しっかりと皆様に見ていただきますようによろしく願いいたします。

最後に、一つお聞きするのを忘れまして、25ページ、会場設営の委託料325万8,000円が計上されておりました。このことについて簡潔に、先ほどのローリング、この設営の委託料の内容、この質問で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（西井 覚君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 引き続き、21番、北議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、備蓄品、5年たったときにでございますけども、議員お述べのとおり、訓練でありましたり、職員がやはり食べてみて、経験をしておくということが重要でございますので、職員に配ったりというようなことでさせていただいております。

それと25ページの会場設営費でございますけども、本日、上がっていただくエレベーターの中にもポスターが貼ってあったのではないかと思うんですけども、今年度は3月9日の土曜日に消防フェス2024と銘打ちまして、住民参加型のイベントを隣の櫃原運動公園で朝の10時から15時まででしたか、割と大きなイベントをさせていただきたいと考えております。これは来年度分の予算として計上させていただいたものでございます。また、来年度どういうふうな形で開催するのかは、改めて検討にはなっておりませんが、予算計上させていただいたと、そのようなものでございます。

以上です。

○副議長（西井 覚君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第4号、令和6年度奈良県広域消防組一般会計予算について、原案のとおり可決す

ることに決したいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西井 覚君) 異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第5号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)

日程第12 議第6号 財産の取得について(救助工作車)

○副議長(西井 覚君) 日程第11、議第5号と日程第12、議第6号の2議案については、財産の取得でありますので、一括議題といたします。

2議案については、議案の朗読を省略し、管理者の説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 議第5号と議第6号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の5ページ、6ページ、参考資料は9ページと11ページになってございます。

議第5号、議第6号、財産の取得については、車両更新計画に基づき、消防ポンプ自動車2台と救助工作車1台を買い入れるため議決を求めるものでございます。お手元には、消防ポンプ自動車と救助工作車の写真を配付させていただいておりますので、ご確認をお願い申し上げたいと思います。一般競争入札の結果、消防ポンプ自動車につきましては8,360万円、救助工作車につきましては1億4,850万円で、ともに株式会社モリタ関西支店と仮契約を締結してございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○副議長(西井 覚君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西井 覚君) これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西井 覚君) 討論を終結いたします。

これより議第5号と議第6号の2議案につきましては、個別採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西井 覚君) ご異議なしと認めます。よって、この2議案について、個別採決といたします。

初めに、議第5号、財産の取得(消防ポンプ自動車)の購入について、原案のとおり可決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西井 覚君) ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号財産の取得について(救助工作車)の購入について、原案のとおり可決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（西井 覚君） ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第13 同第1号 奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○副議長（西井 覚君） 続きまして、日程第13、同第1号、奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案の朗読を省略して、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議案書の7ページをご覧ください。

同第1号、奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現在、公平委員会委員であります中村吉孝氏が本年3月末をもって任期満了となります。中村氏は人格が高潔で識見を十分に有する者として公平委員に適任でございますので、再任をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（西井 覚君） ただいまの説明について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。同第1号、奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任について、同意を求めることについて、原案のとおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ご異議なしと認めます。よって、同第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14 追加議案議第7号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）

○副議長（西井 覚君） 日程第14、追加議案議第7号、令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第7号、令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億4,590万5,000円とするものでございます。補正

予算の内容といたしましては、職員の退職により退職手当を支給する必要が生じたため、予算を補正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（西井 覚君） ただいまの説明について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第7号、令和5年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） 異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

ここで議会運営委員長からの申出がございました、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西井 覚君） ご異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案を全て終了いたしました。

管理者閉会挨拶

○副議長（西井 覚君） ここで、管理者からご挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 閉会に当たりまして御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、長時間にわたりまして重要な議案を提案いたしましたところ、議員の皆様方には慎重なるご審議を賜り、本日ここに全議案滞りなく議了いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。今後とも奈良県広域消防組合に対しまして、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げます。

終わりになりますけれども、皆様方のますますのご健勝、ご活躍を心より祈念申し上げ、簡単ではございますけれども、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（西井 覚君） 令和6年奈良県広域消防組合議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

不慣れな議長ではございますが、議員各位のご協力により、終始熱心にご審議を賜りますとともに、議会運営にご協力いただき厚く御礼を申し上げます。本日の会議で審議されました内容、結果につきましては、構成市町村議会にも送付し、共有してまいりたいと考

えております。

終わりになりますが、暦の上では春とはいえ、まだまだ寒い日が続きます。消防業務という命の最前線に赴く職員の皆さんが、命に直結した判断を繰り返しながら業務遂行に当たっていただいております。昨今の社会情勢や環境に鑑み、職員皆さんの安全と健康を第一にご活躍をいただき、事故のない消防業務を目指してご出動をいただきますよう熱望するところでございます。

議員並びに理事者の皆様におかれましては、健康にご留意いただき、ますます活躍していただくことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりまして、御礼と挨拶といたします。

これをもちまして、令和6年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後5時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

副 議 長 西 井 覚

署 名 議 員 札 辻 輝 巳

署 名 議 員 北 マユ美